

階上町こども計画

(令和7年度～令和 11 年度)

令和7年3月

階上町

はじめに

次代を担う全てのこどもが健やかに成長し、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現には、子育て支援の充実が重要です。

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立したことを受け、本町では、平成 27 年 3 月に子ども・子育て支援法に基づく「階上町子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月には「第 2 期階上町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の充実を図るための取組を推進してまいりました。

この度、こども基本法第 10 条第 2 項に基づく市町村こども計画として、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする「階上町こども計画」を策定いたしました。基本理念を「こどもまんなか 家庭はいきいき みんなで育て、支えあう“ネットワーク”づくりを目指して」と定め、社会全体がつながり、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることを目的としています。本町ではこの計画に基づき、全てのこども・若者、子育て家庭への支援施策を総合的・計画的に推進し、今後も全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見ご提言をいただいた階上町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査等のアンケート調査、関係団体ヒアリング、パブリックコメントなどにご協力いただきました町民の皆様方に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

階上町長 荒 谷 憲 輝

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 上位計画・関連計画との関係	4
4 計画の期間	4
5 子ども・子育てに関する主な法律・制度	5
6 計画の策定体制	7
7 県や近隣市町村との連携	7
8 持続可能な開発目標（SDGs）について	8
第2章 子ども・子育て支援と若者の現状	9
1 本町における人口とこども人口の状況	9
2 子育て家庭の状況	11
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況	19
4 子育て支援事業等の利用状況	23
5 若者の状況（アンケート調査結果）	28
第3章 計画の基本理念と基本目標	37
1 計画の基本理念	37
2 計画の基本目標等	38
3 計画の施策体系	39
第4章 こども・若者世代の施策展開	41
基本目標Ⅰ こども・若者が健やかに成長するための切れ目ない支援	41
推進施策1 こども・若者の居場所づくり	41
推進施策2 特色ある教育環境づくり	42
推進施策3 社会生活に困難を抱えるこども・若者やその家族への支援	44
推進施策4 結婚・妊娠を希望する若者への支援	46
基本目標Ⅱ 子育てをする全ての家庭に、気軽な相談やサービスを利用できる仕組みづくり	47
推進施策1 子育てに関する相談・情報提供や親たちの交流できる場づくり	47
推進施策2 母子の健康とこどもの健やかな成長への支援	49
推進施策3 子育て支援に関する行政等のサービスの充実	57
基本目標Ⅲ 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進	58
推進施策1 見守り・支える子育て支援の充実	58
推進施策2 とともに支えあう協力体制づくり	60
基本目標Ⅳ 児童虐待防止や貧困対策を含めた、安心・安全な子育て環境づくり	62
推進施策1 児童虐待防止や貧困対策の支援の充実	62
推進施策2 こどもを安心して育てられる環境づくり	64
推進施策3 こどもを守る“地域力”の向上	67

第5章 子ども・子育て支援事業の展開	69
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	69
2 計画の基本的記載事項	69
3 教育・保育事業等の提供区域	71
4 児童人口の将来推計	72
5 教育・保育の量の見込みと確保方策	73
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	77
7 子育てのための施設等利用給付事業	86
第6章 計画の推進体制	87
1 計画の推進に向けた役割	87
2 計画の点検・評価・改善	89
付属資料	91

第1章

計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成 29 年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応するため子育て環境の整備が求められています。

令和5年4月1日、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月22日には「こども大綱」が策定されました。

この「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものとなっています。

本町では、平成 17 年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「階上町次世代育成支援地域行動計画」(前期計画)を策定し、平成22年3月には後期計画を策定しました。そして、平成27年3月には次世代育成支援地域行動計画の理念を引き継ぎ、子ども・子育て支援法に基づく「階上町子ども・子育て支援事業計画」(第1期)を策定、令和2年3月には第2期計画を策定し、子育て支援に関する施策を総合的に推進してきました。

この度、「第2期階上町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、これまでの各施策の進捗状況等を検証、継承し、令和7年度から令和 11 年度までの5年間を計画期間とする「階上町こども計画(以下「本計画」という)」を策定し、こども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

こども大綱の概要

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。

「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

こども大綱の6本の柱

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

- ① ライフステージを通じた重要事項
- ② ライフステージ別の重要事項(こどもの誕生から幼児期まで、学童期、思春期、青年期)
- ③ 子育て当事者への支援に関する重要事項

こども施策を推進するために必要な事項

- ① こども・若者の社会参画・意見反映
- ② こども施策の共通の基盤となる取組

2 計画の位置付け

こども基本法第 10 条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、次に掲げる計画を本計画に包含させ、一体的に取り組むものとしします。

計画名称	根拠法
こども計画	こども基本法第 10 条
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条、第9条
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法第9条
こどもの貧困の解消に向けた対策計画	こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条

【計画の対象】

本計画は、乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生年代)及び思春期(中学生年代からおおむね 18 歳まで)だけでなく、青年期(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満まで)、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者を対象とします。

「こども」・「若者」の定義について

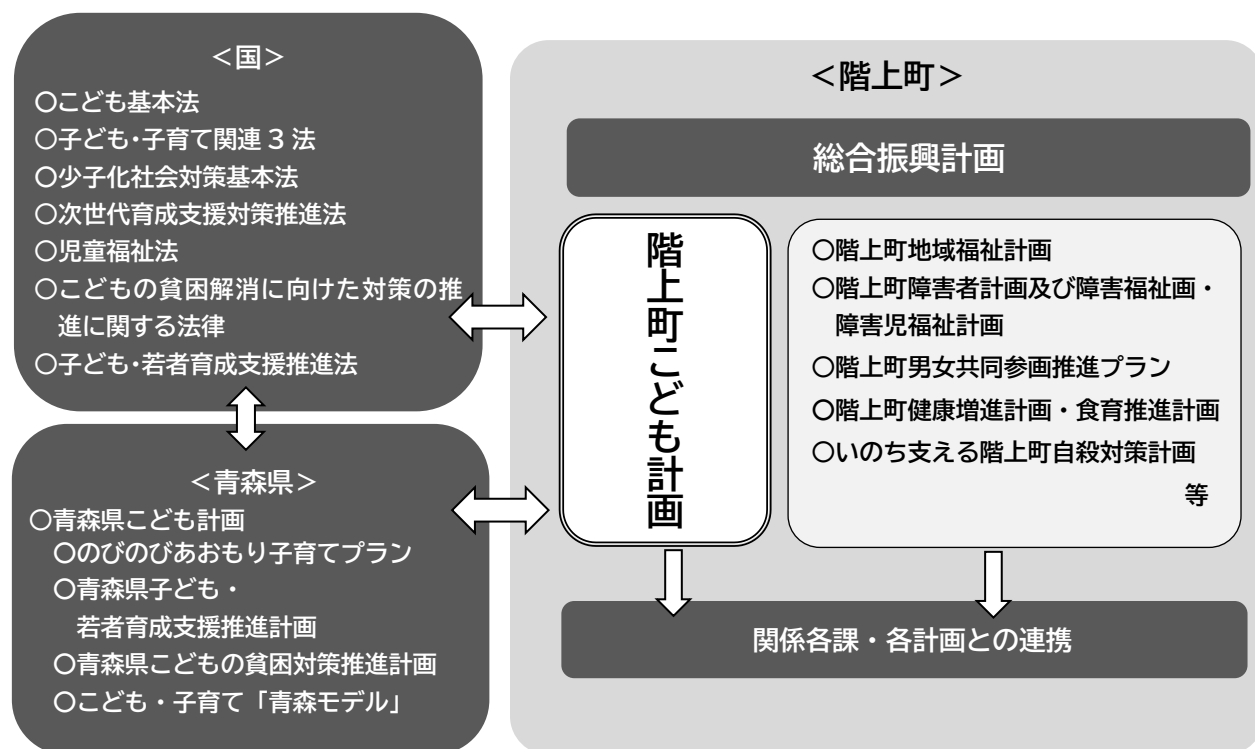
こども基本法では「こども」は 18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないように「心身の発達の過程にある者」と定義されており、こども大綱では乳幼児期、学童期、思春期、青年期に分けてライフステージ別に重要事項が示されています。このことから、本計画においては、こどもが若者となり大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支援が出来るよう上記のとおり対象とします。

また、本計画では、こども基本法に基づき、平仮名標記の「こども」を使用することとしますが、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞などについては、平仮名表記以外を用います。

3 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定に当たっては、「階上町総合振興計画」を最上位計画とし、階上町地域福祉計画等の各分野別計画との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

■ 他計画等との連携



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和 11 年度までの5年間とします。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第2期階上町子ども・子育て支援事業計画									
					階上町こども計画				

5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24 年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25 年度	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 （⇒平成 26 年 8 月 29 日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定）
26 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 7 年 3 月末までの時限立法に延長。
27 年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保。 （⇒平成 27 年に 9 万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組の強化。
28 年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより 40 万人⇒50 万人分に上乗せされた 10 万人分の受け皿確保について、内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに 2%相当の改善。平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 （一部平成 29 年 4 月施行）
29 年度	子育て安心プラン	令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。

平成	法律・制度等	内容
30 年度	新・放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。
2 年度	子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始。 （計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）
4 年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5 年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。
6 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 17 年 3 月までの時限立法に再延長。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められる。

6 計画の策定体制

(1)子ども・子育て会議の設置

本計画の内容を審議し意見が広く反映されるよう、子どもの保護者、学識経験者、関係団体代表等から構成される「階上町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行いました。

(2)子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施及び若者意識調査の実施

町民の皆様の子育てに関する状況や階上町の子育て支援サービスに対するご要望・ご意見、保育ニーズ、子育て世帯の生活状況等や若者の普段の生活状況や意識について把握し、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施し、今後の子育て支援やこども・若者支援を展開していくための基礎資料としました。

(3)こども等の意見反映

こども基本法第 11 条の規定に基づき、町内の各学童クラブでの児童を対象とした意見聴取、町内中高生を対象とした中高生アンケート、成人式実行委員会での若者意見聴取を行い、今後の子育て支援やこども・若者支援を展開していくための基礎資料としました。

(4)パブリックコメントの実施

本町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の案をパブリックコメントの手続により公表し、令和7年1月 30 日から令和7年2月 20 日まで意見の募集を実施し、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民意見の反映に努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討に当たっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。

8 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取組を進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



第2章

子ども・子育て支援と若者の現状

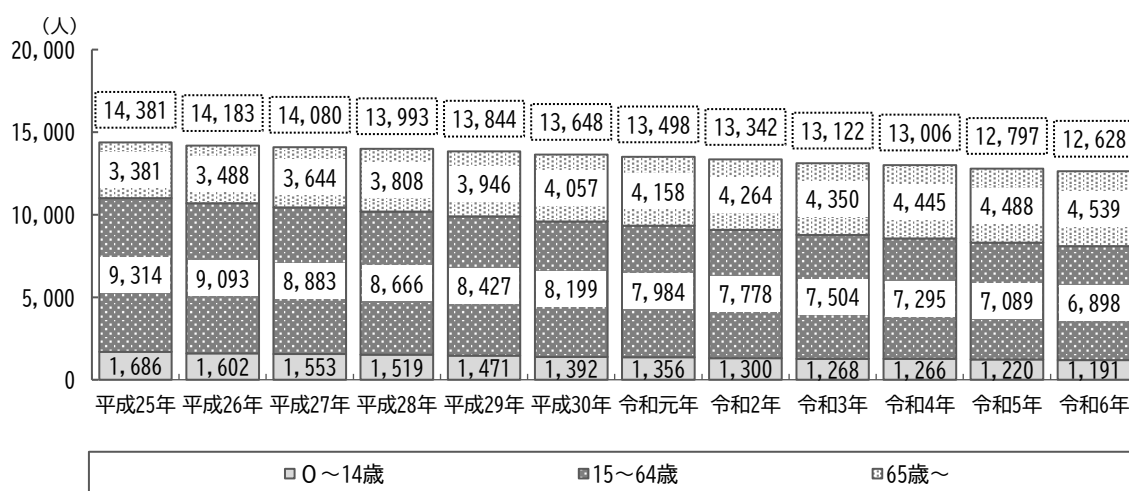
第2章 子ども・子育て支援と若者の現状

1 本町における人口とこども人口の状況

(1)人口とこども人口の推移

本町の人口は平成 25 年から令和6年にかけて 1,753 人(12.2%)減少しています。3階級別人口をみると、老年人口(65 歳以上)は増加する一方、生産年齢人口(15～64 歳)、年少人口(0～14 歳)は減少しています。

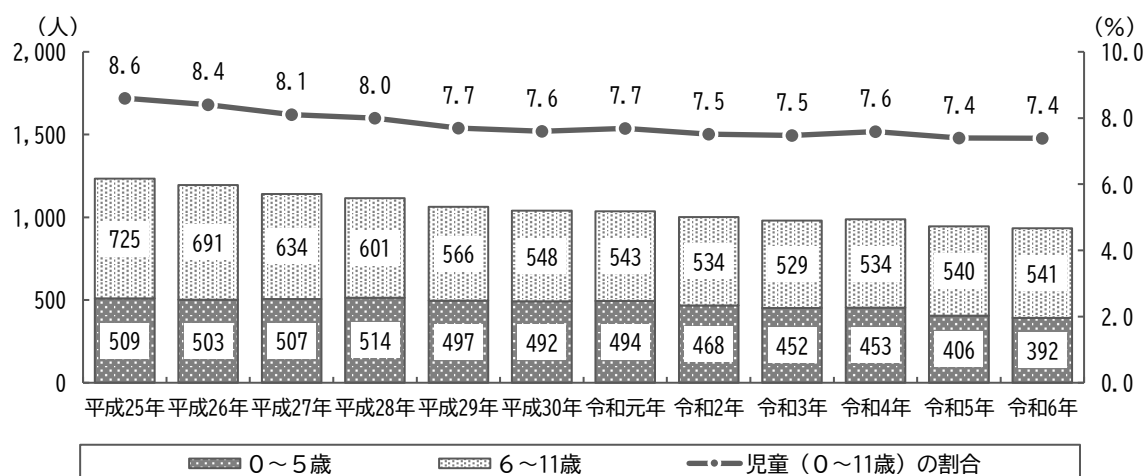
■ 3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

こども人口も、総人口に対する児童(0～11 歳)の割合は減少傾向にありましたが、平成 29 年以降は横ばいで、令和6年には 7.4%となっています。

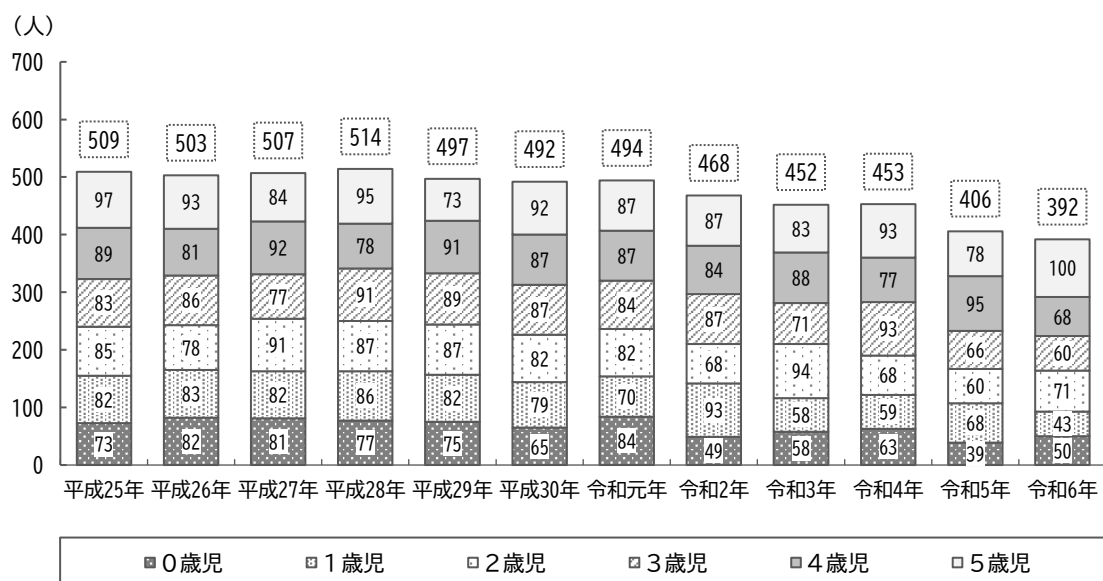
■ こども人口（0～11 歳）の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

さらに就学前児童(0～5歳)の1歳階級別人口推移をみると、平成 25 年から令和6年にかけて 117 人(23.0%)減少しており、令和6年では全ての階級で 100 人以下となっています。

■ 0～5 歳児の人口推移

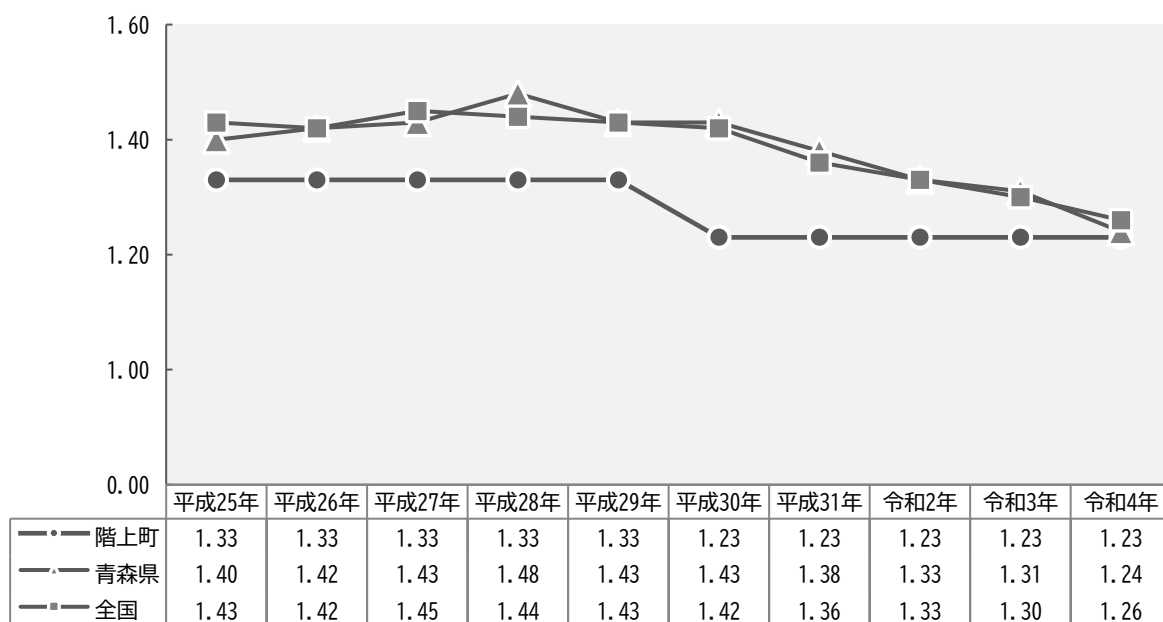


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2)合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、全国・県と比較すると、全ての年で低くなっています。

■ 合計特殊出生率の推移



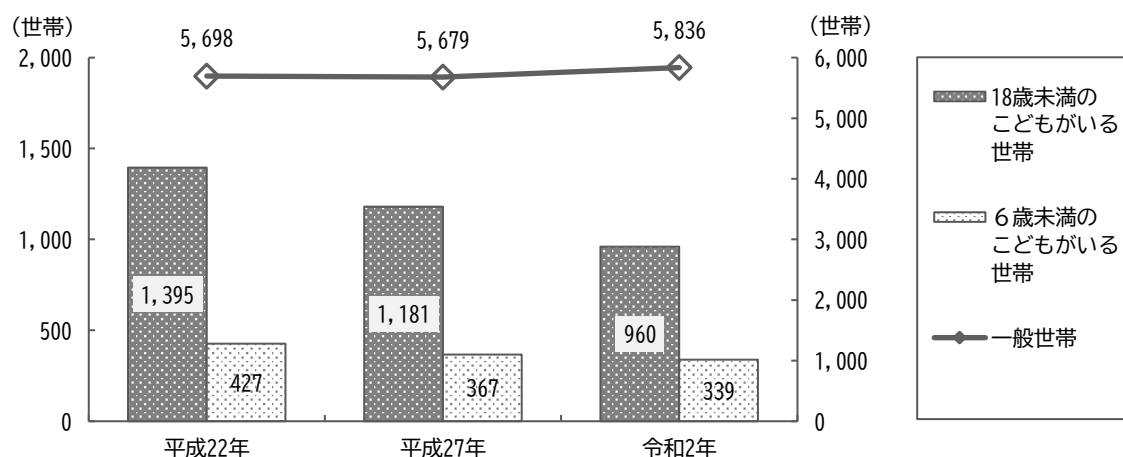
資料：青森県統計年鑑（※町の数値の資料は「厚生労働省人口動態統計特殊報告」によるもので、5年間の平均の数値となります。）

2 子育て家庭の状況

(1)子育て世帯の推移

平成 22 年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加しているものの、6歳未満のこどもがいる世帯、18 歳未満のこどもがいる世帯はともに減少しています。

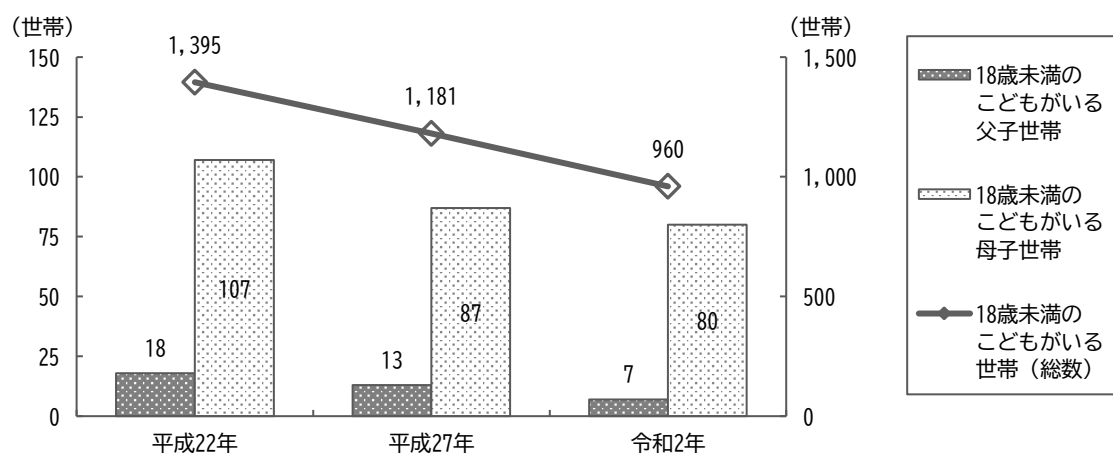
■子育て世帯（18 歳未満のこどもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

平成 22 年から令和2年の 18 歳未満のこどもがいるひとり親世帯の推移をみると、母子世帯、父子世帯共に減少傾向で推移しています。

■18 歳未満のこどもがいるひとり親世帯の推移



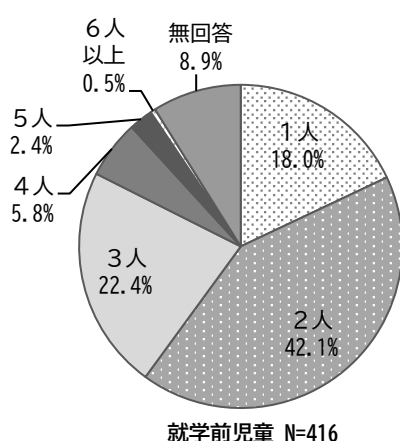
資料：国勢調査

(2)子育て世帯のこどもの人数と主な保育者

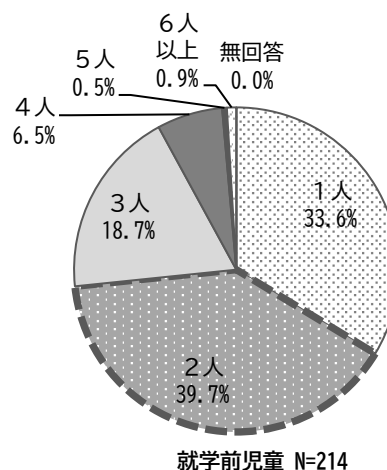
調査結果から子育て世帯のこどもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」(39.7%)、小学生の世帯では「2人」(42.5%)が最も高くなっています。また、3人以上のこどもがいる世帯は、就学前児童で 26.6%、小学生で 28.8%となり、前回調査と比較すると、就学前児童では 4.5 ポイント、小学生では 10 ポイント低くなっています。

■子育て世帯のこども人数

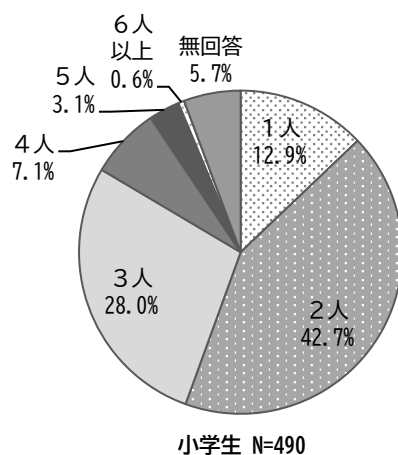
【H30 調査（就学前児童）】



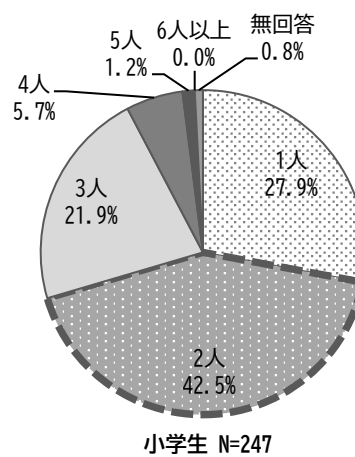
【R6 調査（就学前児童）】



【H30 調査（小学生）】

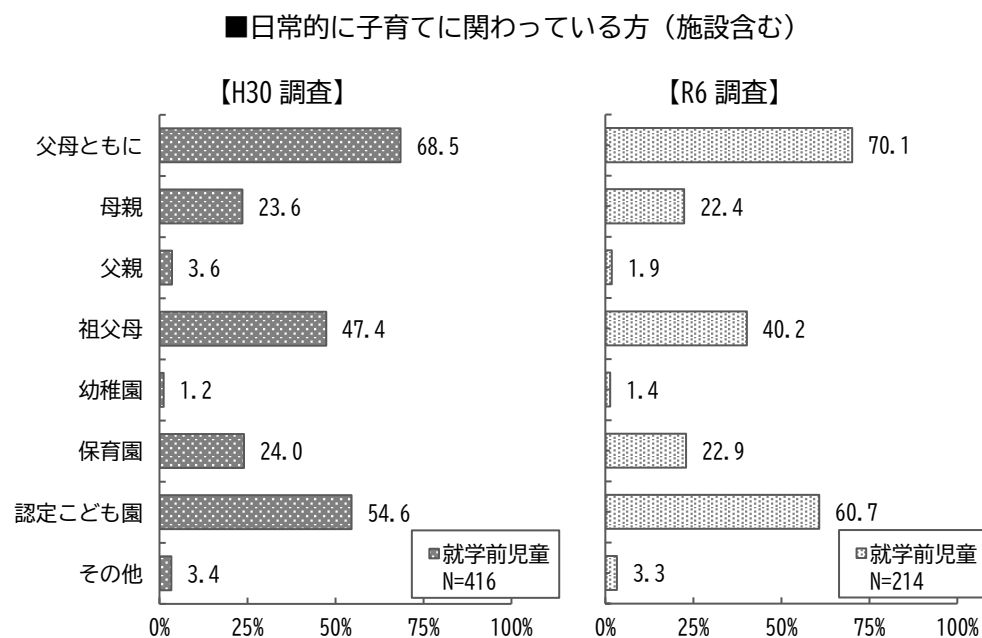


【R6 調査（小学生）】



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

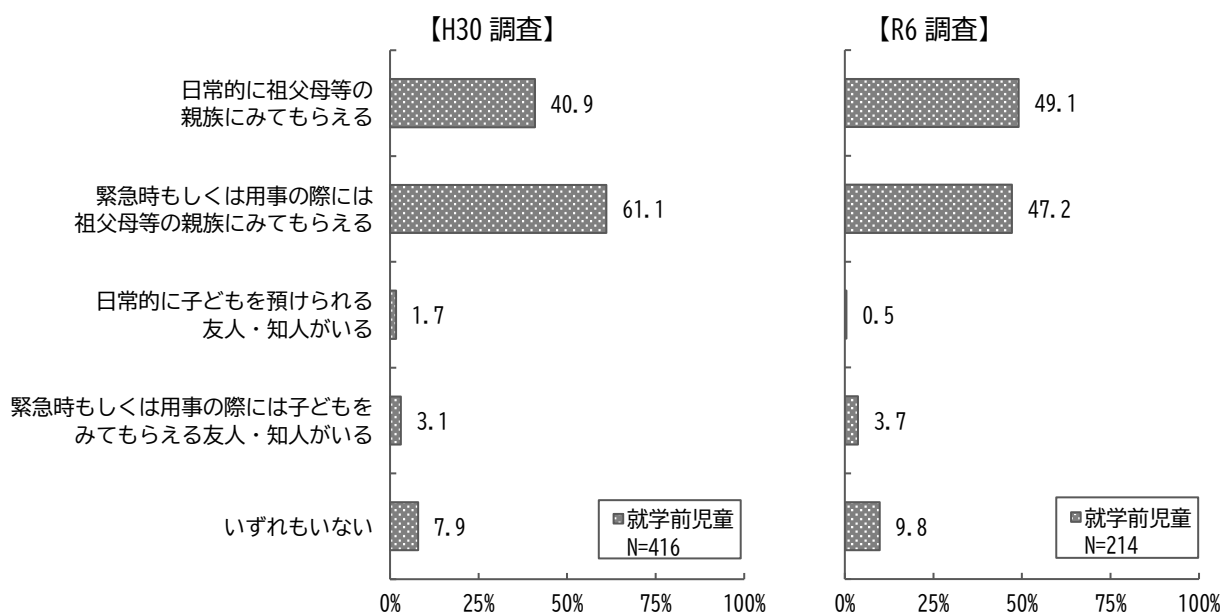
就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「父母ともに」（70.1%）の割合が最も高く、次いで「認定こども園」（60.7%）、「祖父母」（40.2%）となっています。前回調査と比較すると、「父母ともに」は 1.6 ポイント、「認定こども園」は 6.1 ポイント高くなり、「祖父母」は 7.2 ポイント低くなっています。



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

緊急時もしくは用事の際にみてもらえる友人・知人は1割に満たず、祖父母などの親族がいなければ、身近な人に預けることは難しい状況であることがうかがえます。

■主な親族等協力者の状況

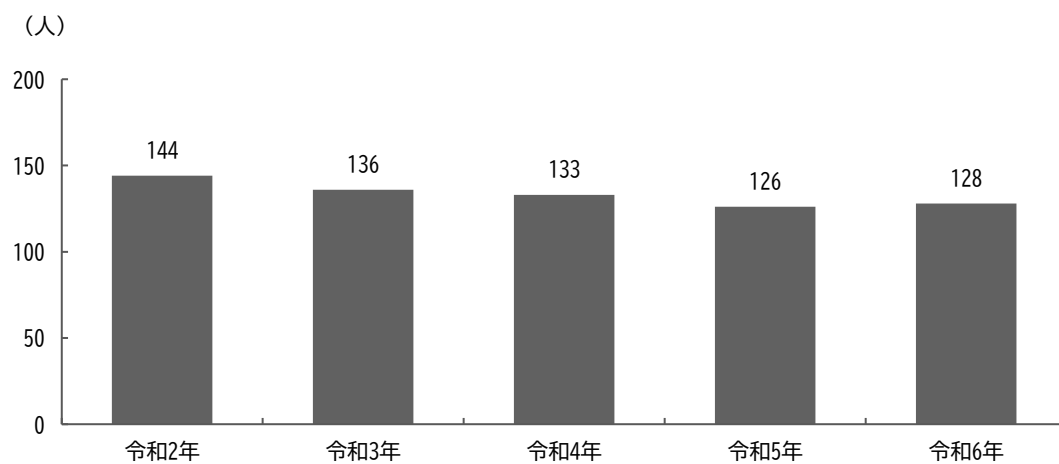


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(3) 児童扶養手当受給者の状況

児童扶養手当受給者では、令和2年の 144 人から令和5年の 126 人と減少していましたが、令和6年には 128 人と若干増加しています。

■ 児童扶養手当受給者の推移

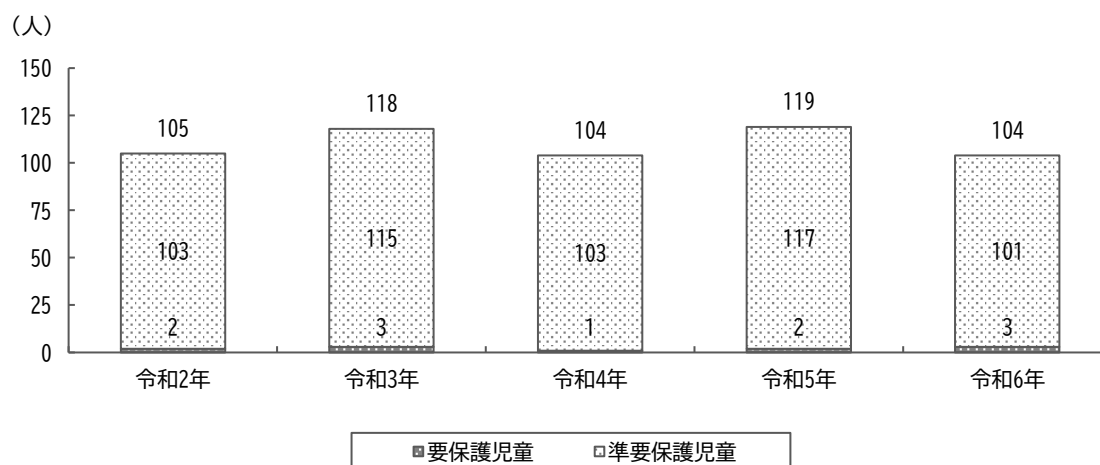


資料：すこやか健康課（各年 4 月 1 日時点）

(4)要保護・準要保護児童の状況

令和2年以降、小学生の要保護児童は3人以下で推移しています。準要保護児童は令和2年の103人から年ごとにばらつきがみられ、令和6年には101人となっています。

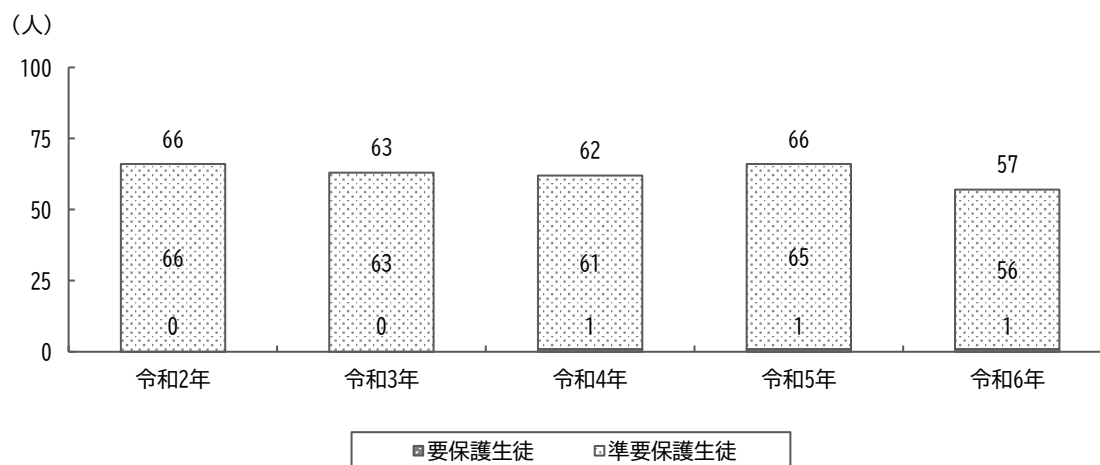
■小学生の要保護・準要保護児童の推移



資料：教育課（令和2～5年（3月31日時点） 令和6年（5月1日時点））

中学生の要保護生徒は、令和4年以降1人ずつみられます。準要保護生徒は令和2年の66人から令和5年の65人までほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年には56人と減少しています。

■中学生の要保護・準要保護生徒の推移

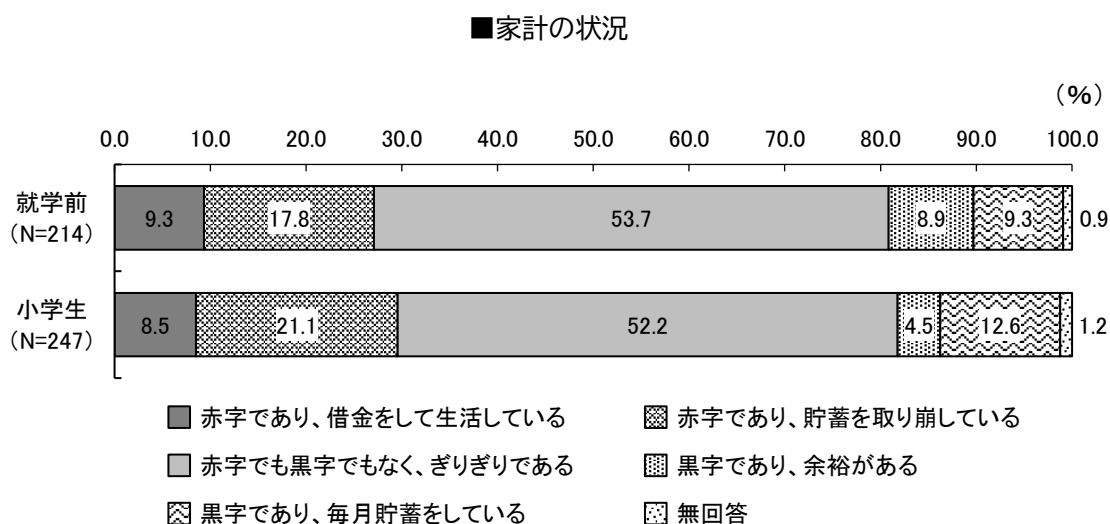


資料：教育課（令和2～5年（3月31日時点） 令和6年（5月1日時点））

(5)家計の状況

家計の状況についてみると、就学前では「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が 53.7%と最も高く、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が 17.8%、「赤字であり、借金をして生活している」「黒字であり、毎月貯蓄をしている」がともに 9.3%となっています。

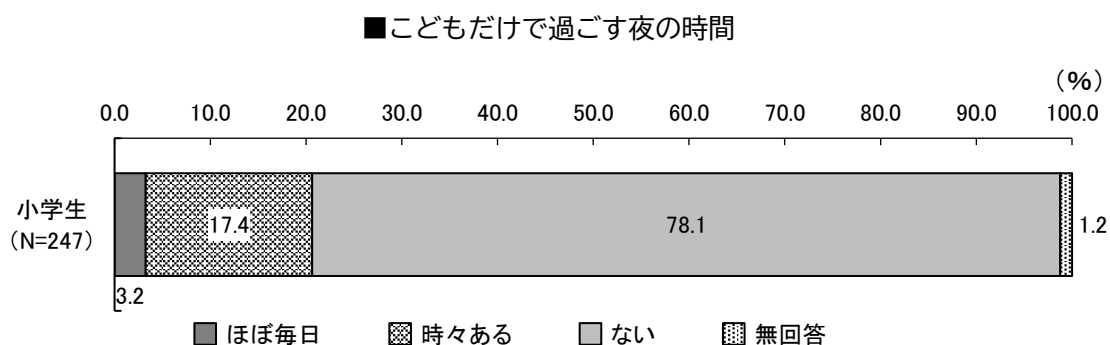
小学生では「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が 52.2%と最も高く、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が 21.1%、「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が 12.6%となっています。



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(6)こどもだけで過ごす夜の時間

平日の夕方から夜の時間帯にこどもだけで過ごす時間の有無についてみると、「ない」が 78.1%と最も高く、次いで「時々ある」が 17.4%、「ほぼ毎日」が 3.2%となっています。

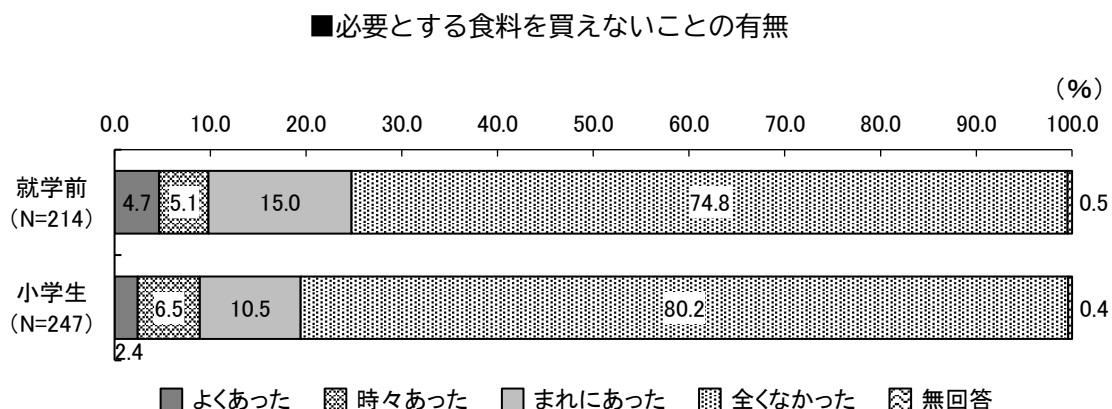


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(7)必要とするもの

過去1年間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがあったかについてみると、就学前では「あった(よくあった+時々あった+まれにあった)」の割合が、2割台となっています。

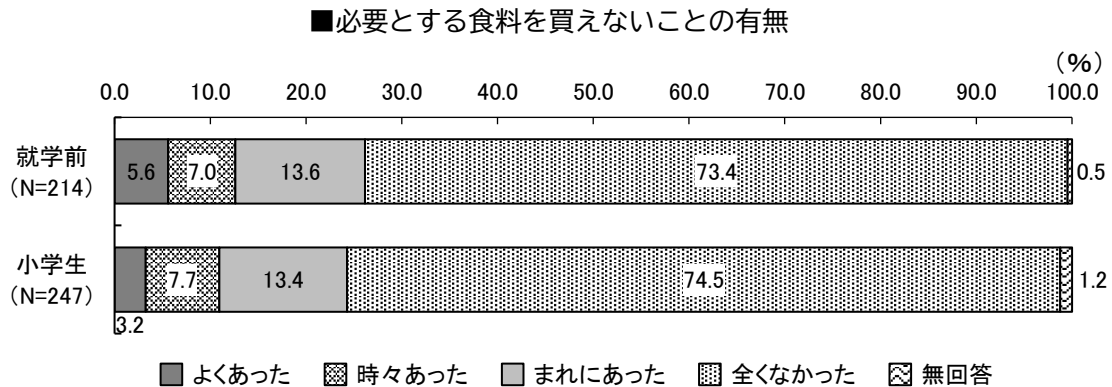
小学生では「あった(よくあった+時々あった+まれにあった)」の割合が、1割台となっています。



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

過去1年間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えないことがあったかについてみると、就学前では「あった(よくあった+時々あった+まれにあった)」の割合が、2割台となっています。

小学生では「あった(よくあった+時々あった+まれにあった)」の割合が、2割台となっています。

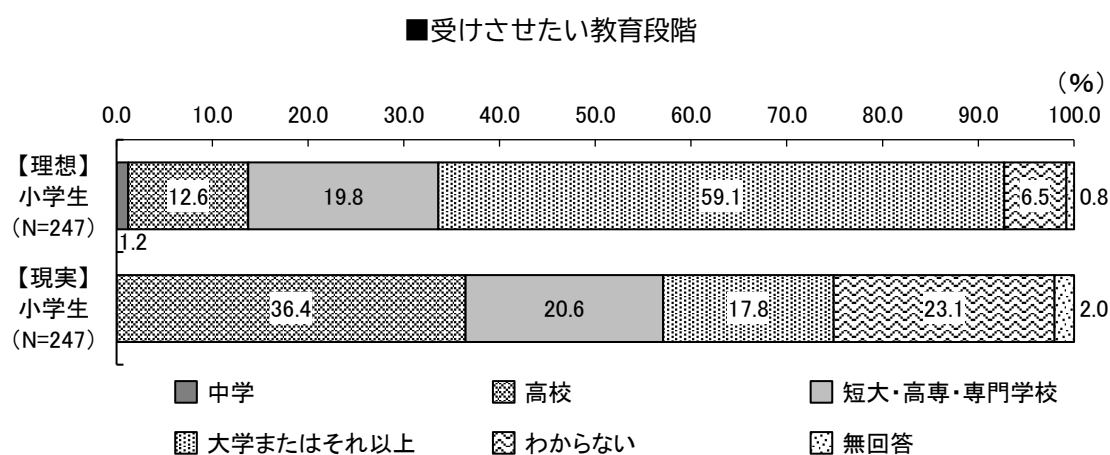


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(8)教育に関して

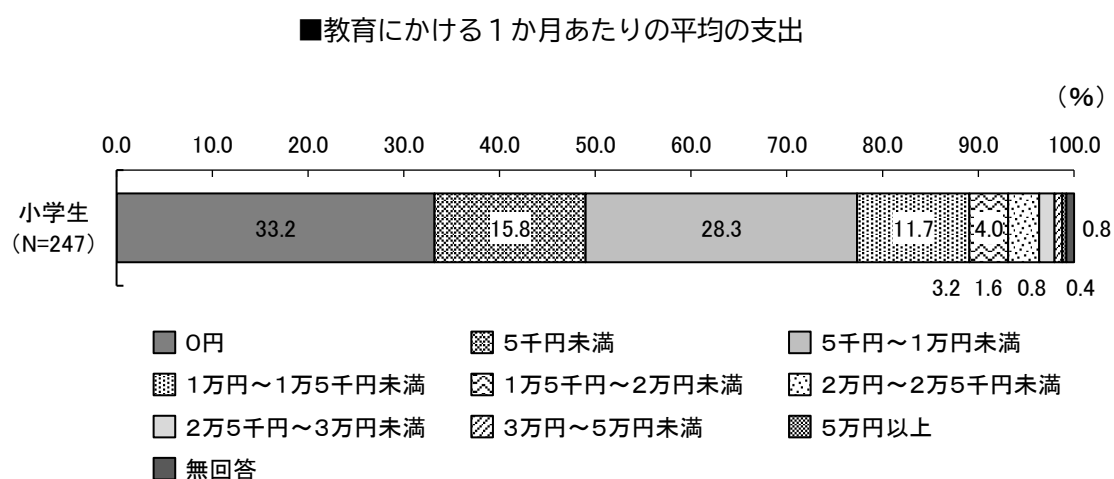
こどもに受けさせたい教育段階についてみると、理想では「大学またはそれ以上」が 59.1%と最も高く、次いで「短大・高専・専門学校」が 19.8%、「高校」が 12.6%となっています。

現実では「高校」が 36.4%と最も高く、次いで「わからない」が 23.1%、「短大・高専・専門学校」が 20.6%となっています。



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

小学校以外の教育にかかる1か月あたりの平均の支出についてみると、小学生では「0円」が 33.2%と最も高く、次いで「5千円～1万円未満」が 28.3%、「5千円未満」が 15.8%となっています。



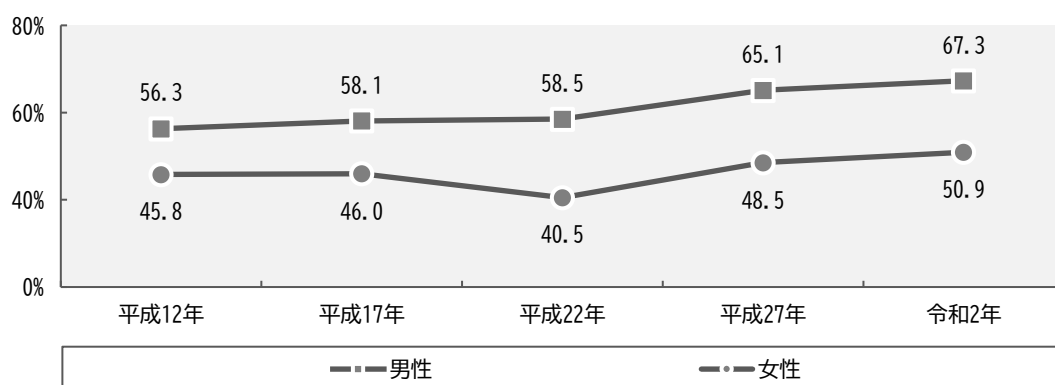
資料：子ども・子育てニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 就業率の推移

本町の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は増加傾向にあります。女性は平成22年に大きく低下しているものの、平成27年から令和2年には上昇し、就業率が50.0%を上回る状況です。

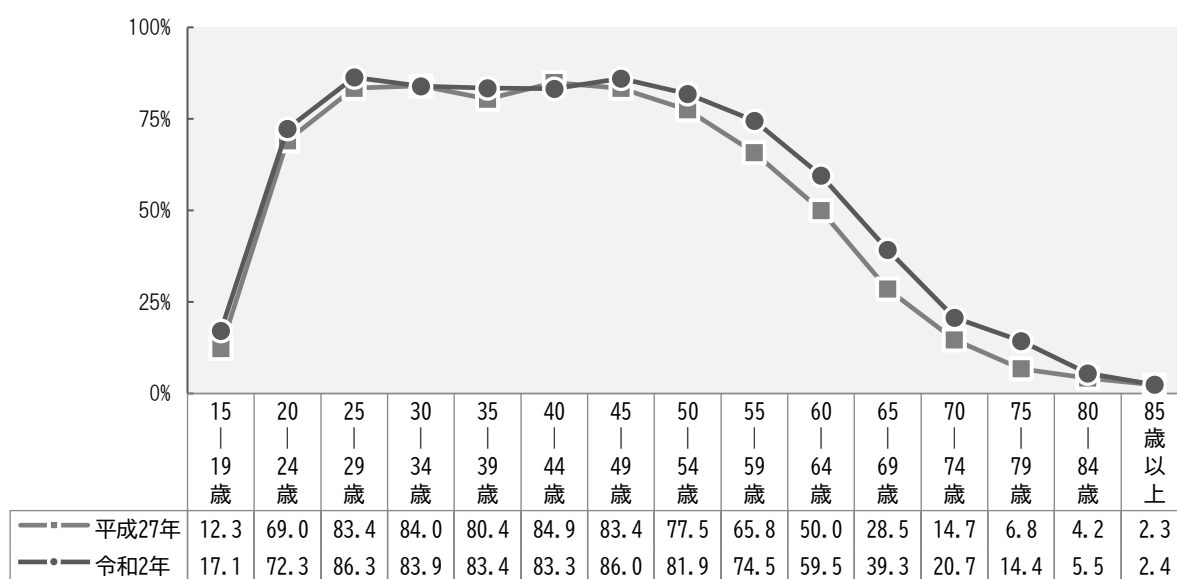
■男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚・出産時期に労働力率が低下するM字カーブは、令和2年ではその底となる「35～39歳」のカーブは浅くなっており、台形へと近づきつつあるのが分かります。また、平成27年、令和2年と比較すると、ほとんどの年代で上昇しています。

■女性の年齢別労働力率



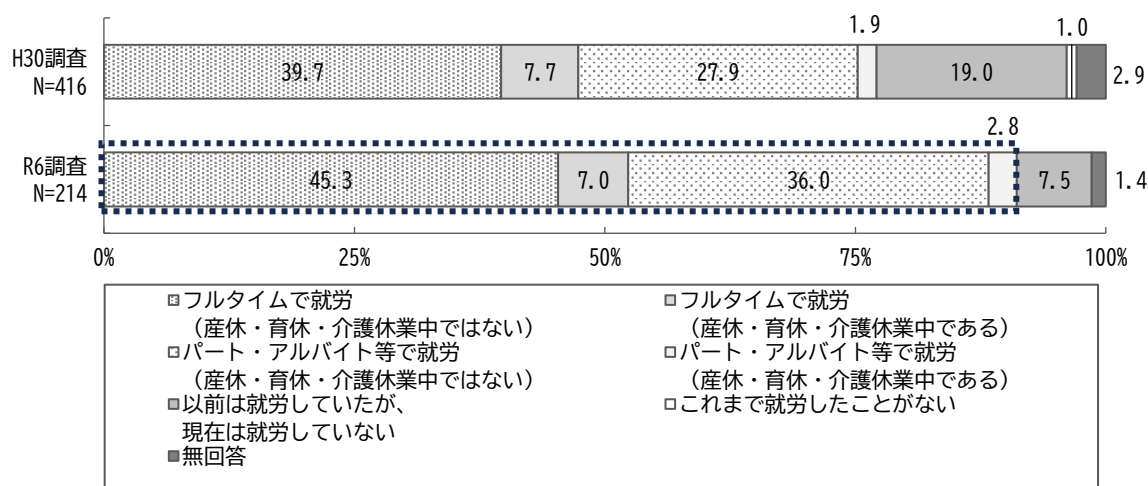
資料：国勢調査

(2)母親の就労状況

「フルタイムで就労」「パート・アルバイト等で就労」を合わせると、現在就労している就学前児童の母親は 91.1%となっています。前回調査と比較すると 13.9 ポイント高くなっています。

■母親の就労状況

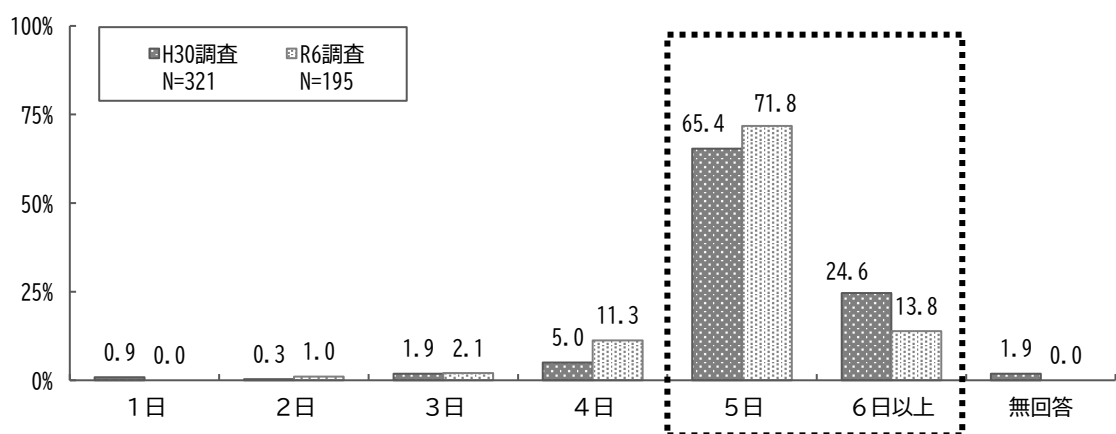
就学前児童



1週当たりの就労日数が「5日」以上である就学前児童の母親は 85.6%となっています。前回調査と比較すると、4.4 ポイント低くなっています。

■母親の就労日数（1週当たり）

就学前児童

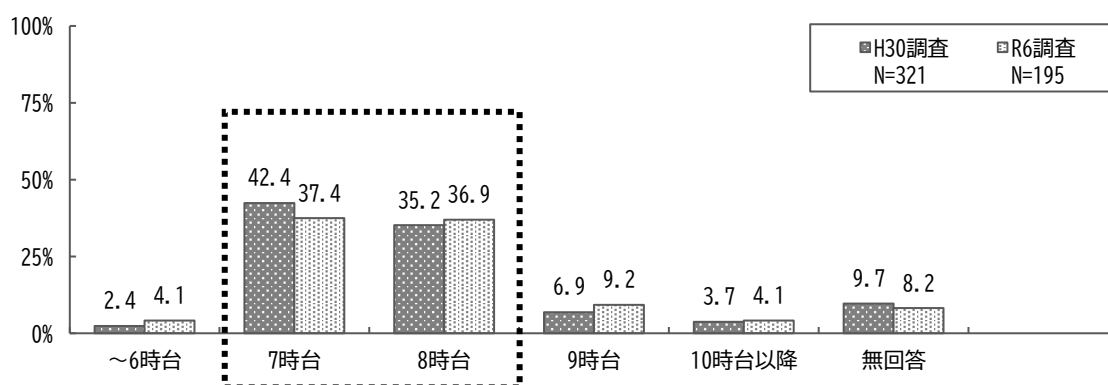


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

「7時台」「8時台」に出勤する就学前児童の母親は 74.3%となっています。前回調査と比較すると 3.3 ポイント低くなっています。

■母親の出勤時間（1日当たり）

就学前児童

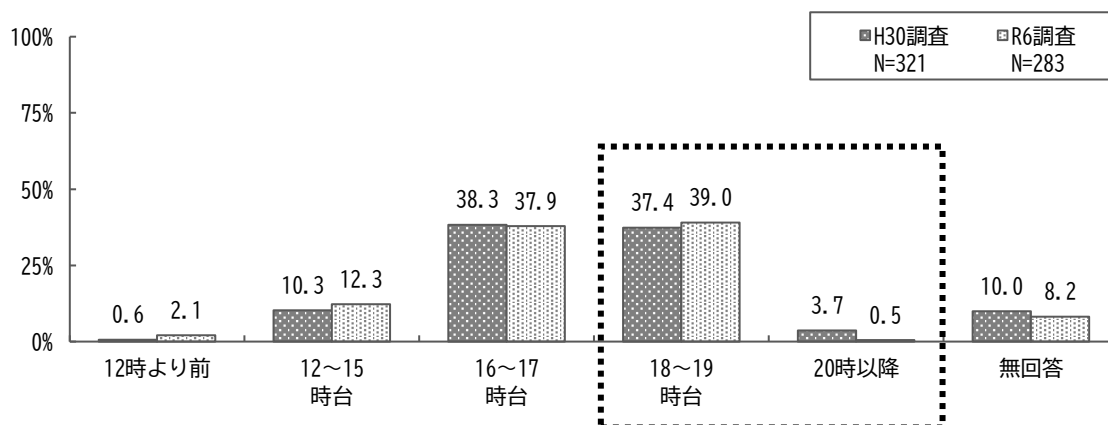


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

「18～19 時台」以降に帰宅する就学前児童の母親は 39.5%となっています。前回調査と比較すると 1.6 ポイント低くなっています。

■母親の帰宅時間

就学前児童

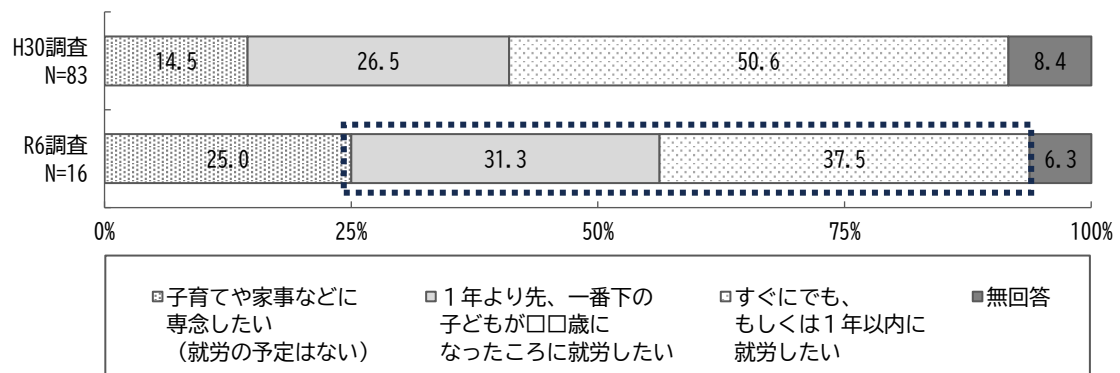


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、就労希望のある就学前児童の母親は 68.8%となっています。前回調査と比較すると 8.3 ポイント低くなっています。

■就労していない母親の就労意向

就学前児童



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

4 子育て支援事業等の利用状況

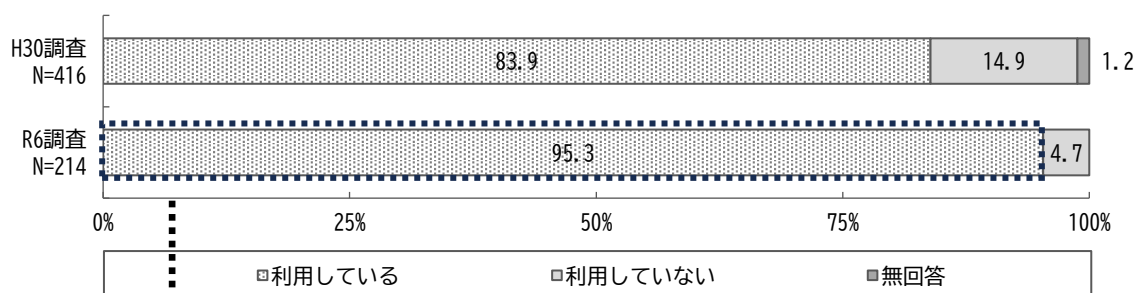
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は 95.3%となっています。利用している事業では「認定こども園」(80.9%)が最も高く、前回調査より 11.6 ポイント高くなっています。

また、今後の利用については、「認定こども園」が 79.9%、「認可保育所」が 22.9%と高くなっています。

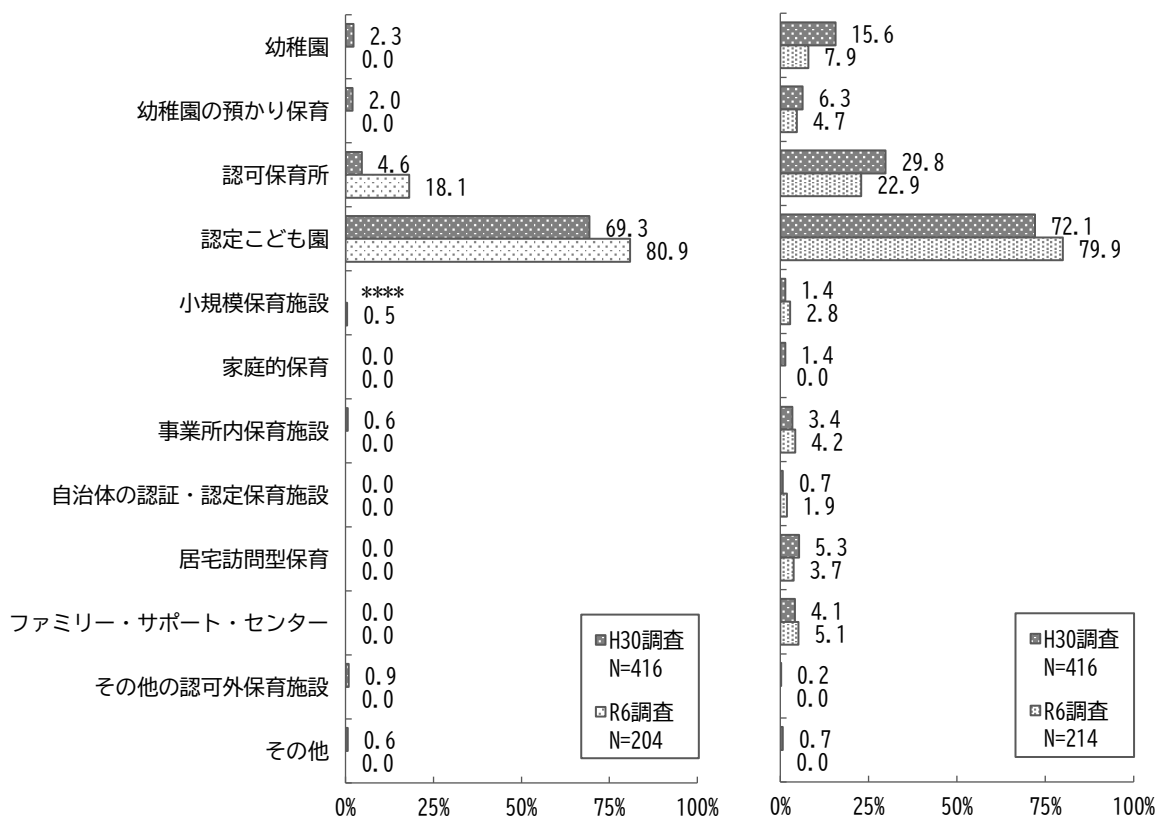
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童



■ 利用している定期的な教育・保育事業

■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業



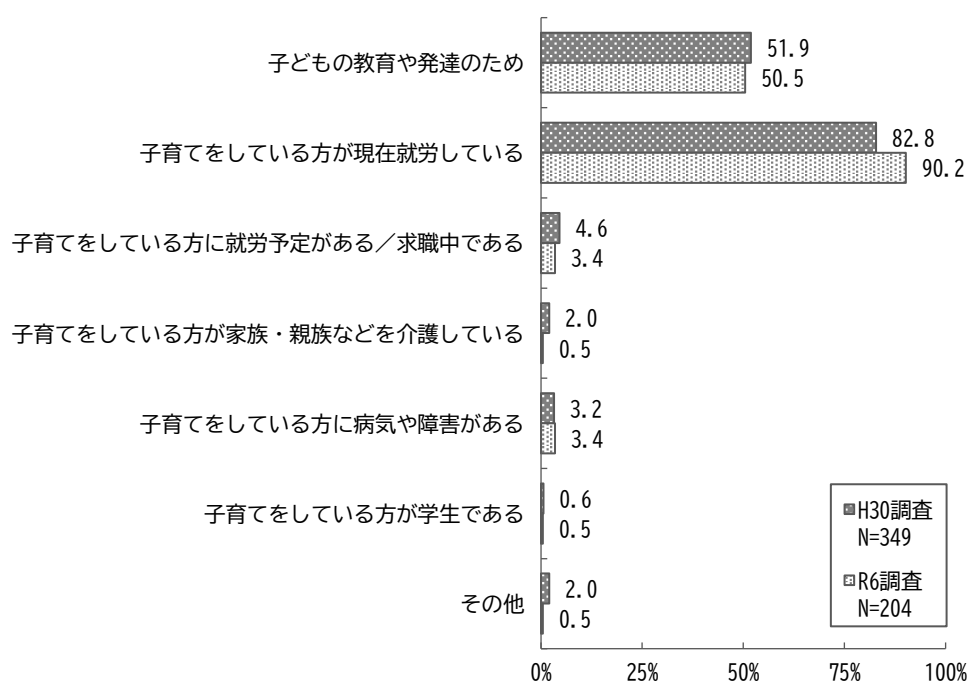
資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(90.2%)、「子どもの教育や発達のため」(50.5%)で高く、「子育てをしている方が現在就労している」は前回調査より 7.4 ポイント高くなっています。

■ 定期的な教育・保育事業を利用している理由

就学前児童

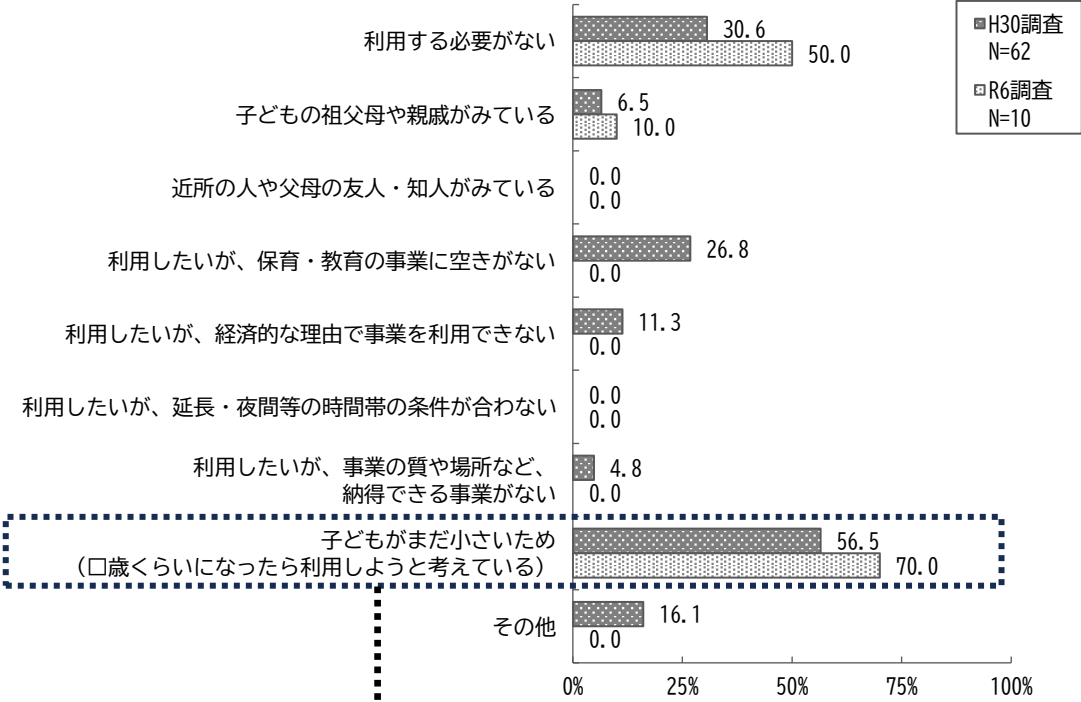


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

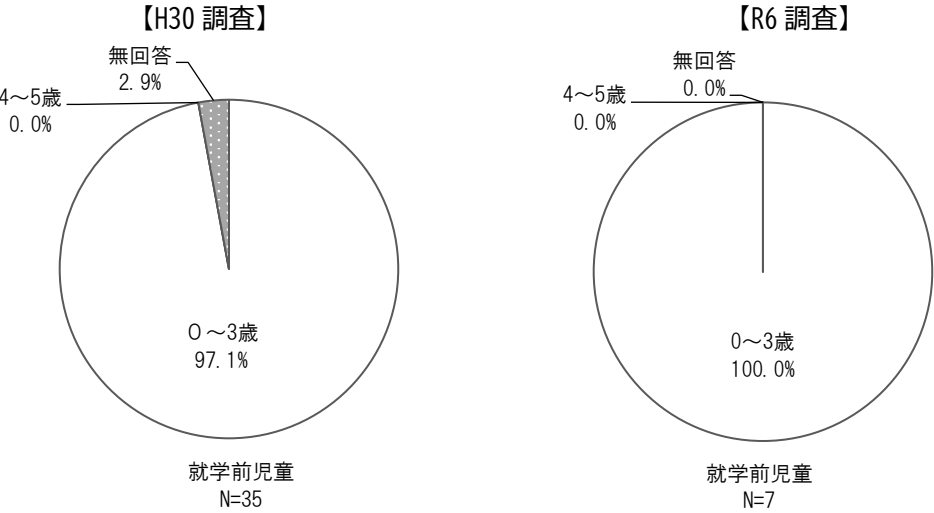
事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため(□歳になったら利用しようと考えている)」(70.0%)の割合が最も高く、全数が「0～3歳」での利用開始を考えています。前回調査と比較すると、「利用する必要がない」は 19.4 ポイント、「子どもがまだ小さいため(□歳になったら利用しようと考えている)」は 13.5 ポイント高く、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」は 26.8 ポイント、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」は 11.3 ポイント、「その他」は 16.1 ポイント低くなっています。

■定期的な教育・保育事業を利用していない理由

就学前児童



■利用を希望する子どもの年齢



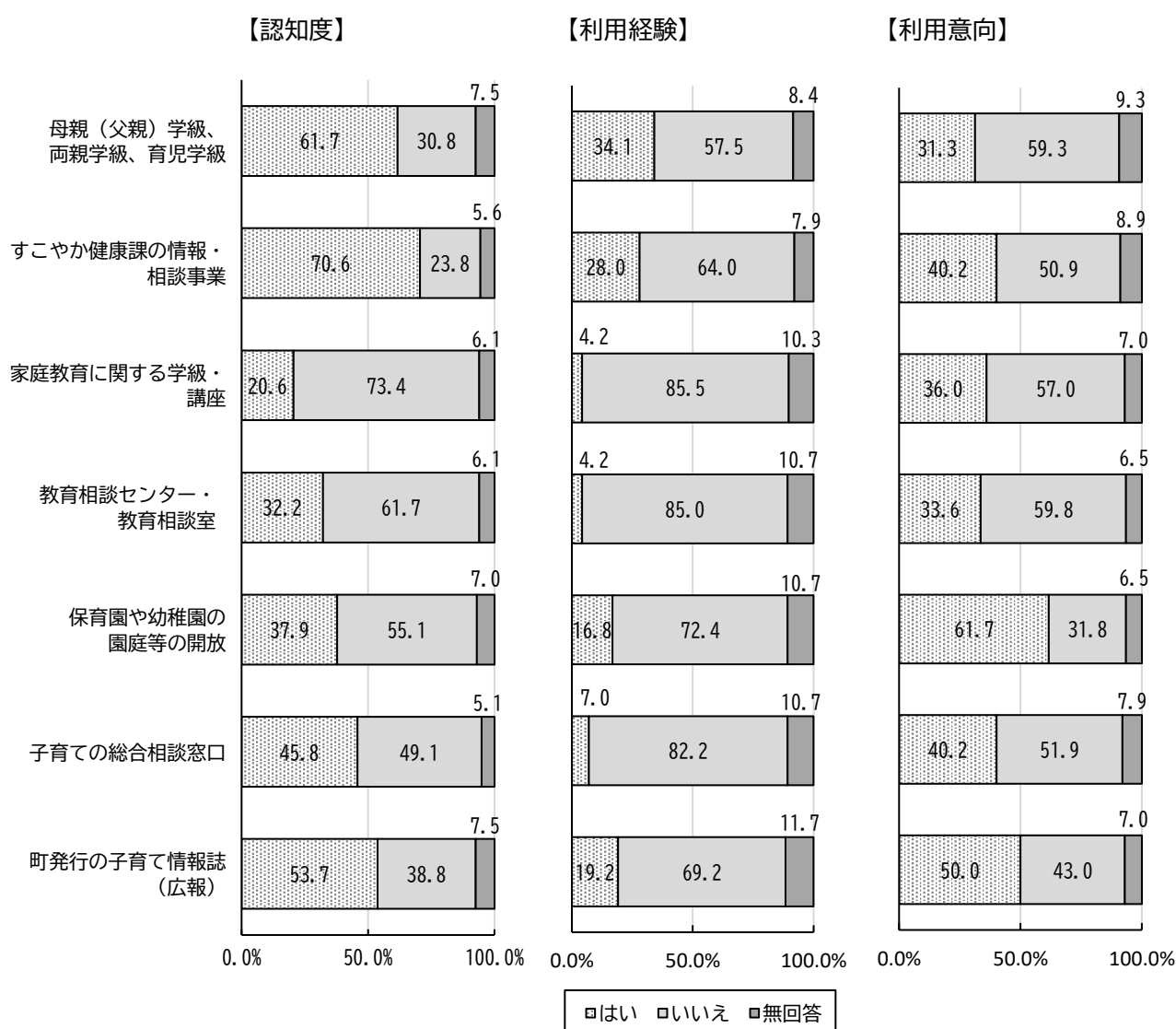
資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(3)各事業の認知度、利用経験、利用意向

各事業の認知度、利用経験、利用意向をみると、「すこやか健康課の情報・相談事業」は「はい(知っている)」が約7割、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」は約6割となっており、広く認知されています。「保育園や幼稚園の園庭等の解放」「子育ての総合相談窓口」「町発行の子育て情報誌(広報)」は認知度が約4～5割あるものの、利用経験は1割前後となっています。一方で、4～6割が今後の利用を希望していることから、利用促進に向けた取組の必要性がうかがえます。

■各事業の認知度、利用経験、利用意向の状況

就学前児童

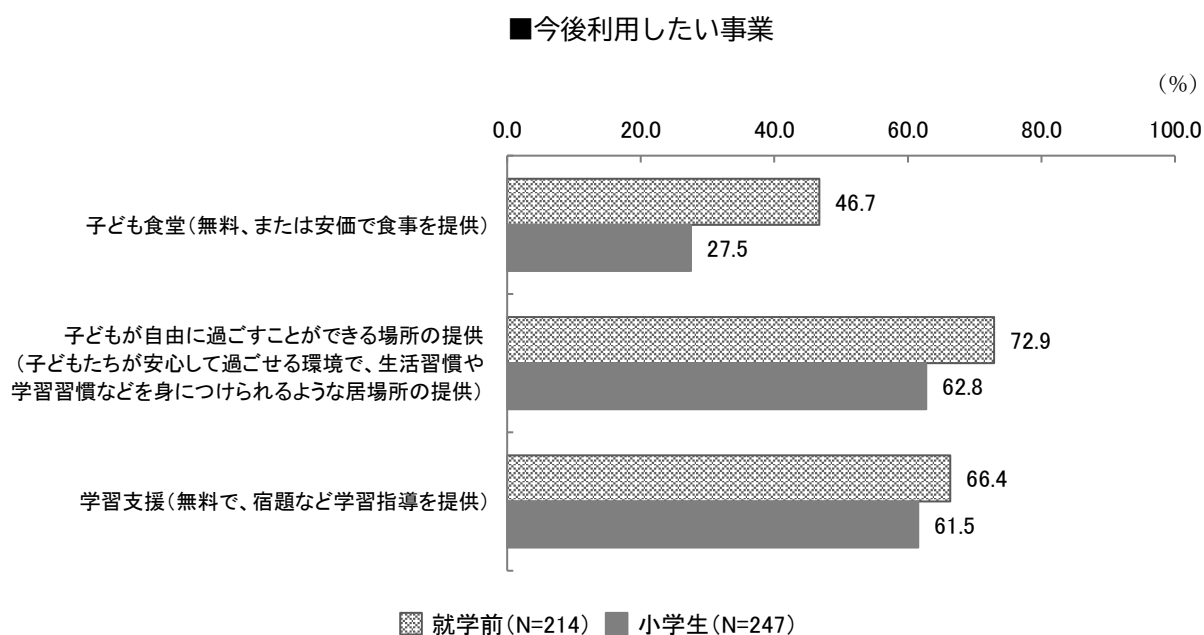


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(4) 今後利用したい事業

今後利用したい事業についてみると、就学前では「子どもが自由に過ごすことができる場所の提供（子どもたちが安心して過ごせる環境で、生活習慣や学習習慣などを身につけられるような居場所の提供）」が 72.9%と最も高く、次いで「学習支援（無料で、宿題など学習指導を提供）」が 66.4%、「子ども食堂（無料、または安価で食事を提供）」が 46.7%となっています。

小学生では「子どもが自由に過ごすことができる場所の提供（子どもたちが安心して過ごせる環境で、生活習慣や学習習慣などを身につけられるような居場所の提供）」が 62.8%と最も高く、次いで「学習支援（無料で、宿題など学習指導を提供）」が 61.5%、「子ども食堂（無料、または安価で食事を提供）」が 27.5%となっています。

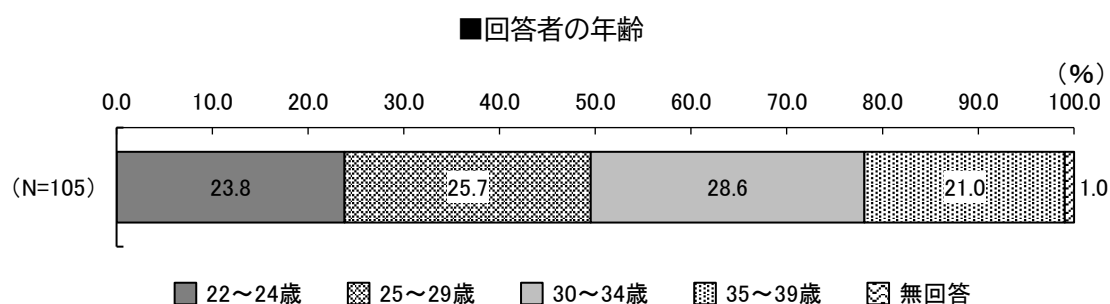


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

5 若者の状況(アンケート調査結果)

(1)回答者の年齢

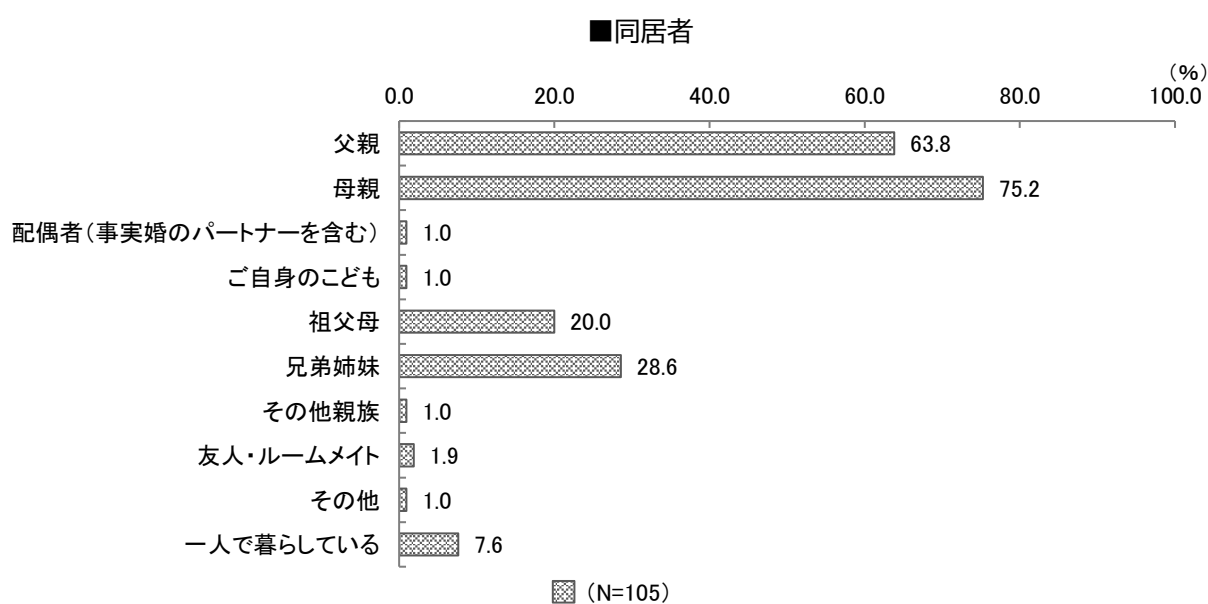
年齢についてみると、「30～34 歳」が 28.6%と最も高く、次いで「25～29 歳」が 25.7%、「22～24 歳」が 23.8%となっています。



資料：若者意識調査

(2)同居者

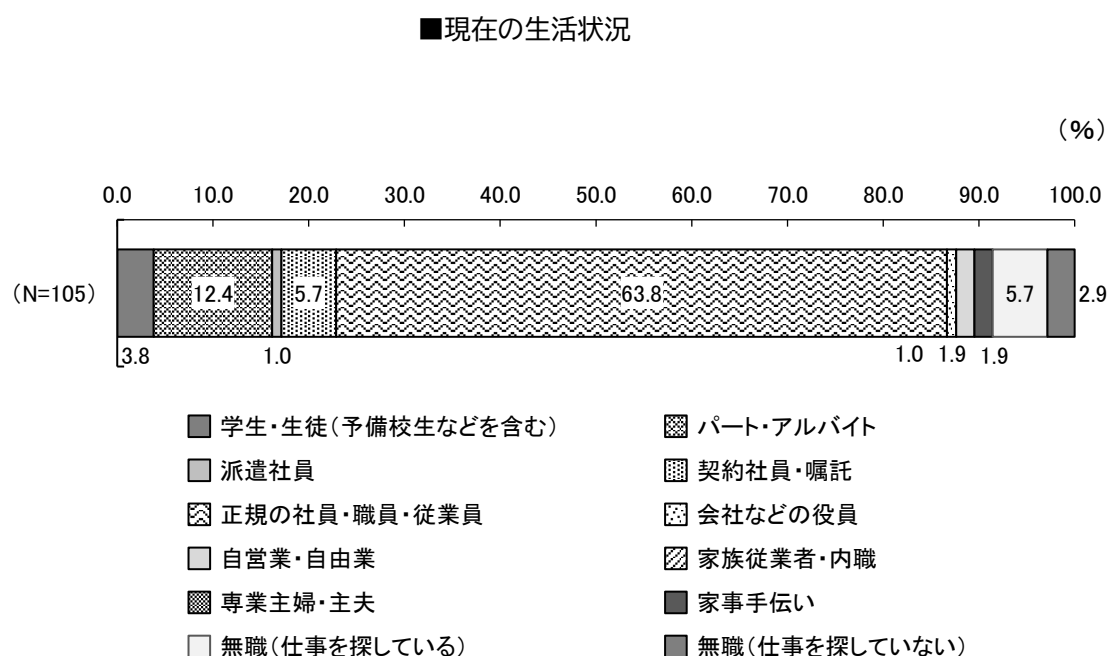
同居者についてみると、「母親」が 75.2%と最も高く、次いで「父親」が 63.8%、「兄弟姉妹」が 28.6%となっています。



資料：若者意識調査

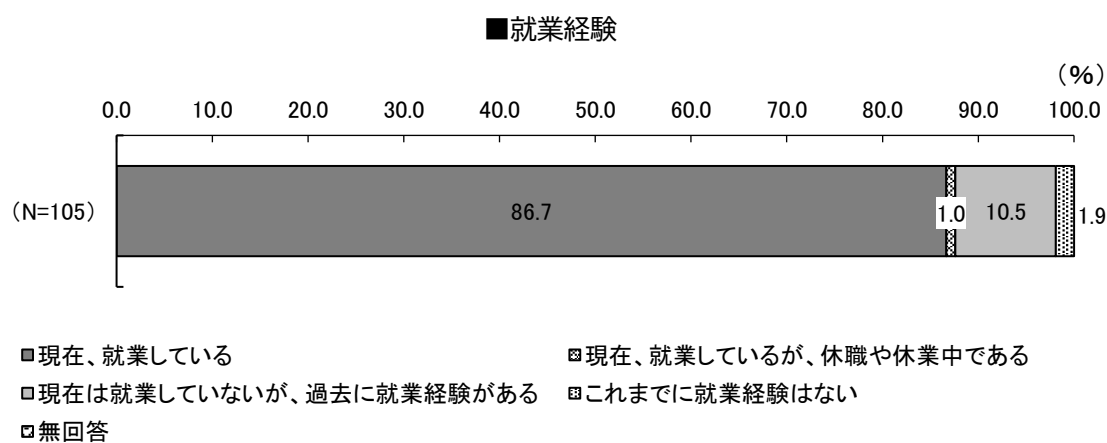
(3)現在の生活状況

現在主にしていることについてみると、「正規の社員・職員・従業員」が63.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が12.4%、「契約社員・嘱託」「無職(仕事を探している)」がともに5.7%となっています。



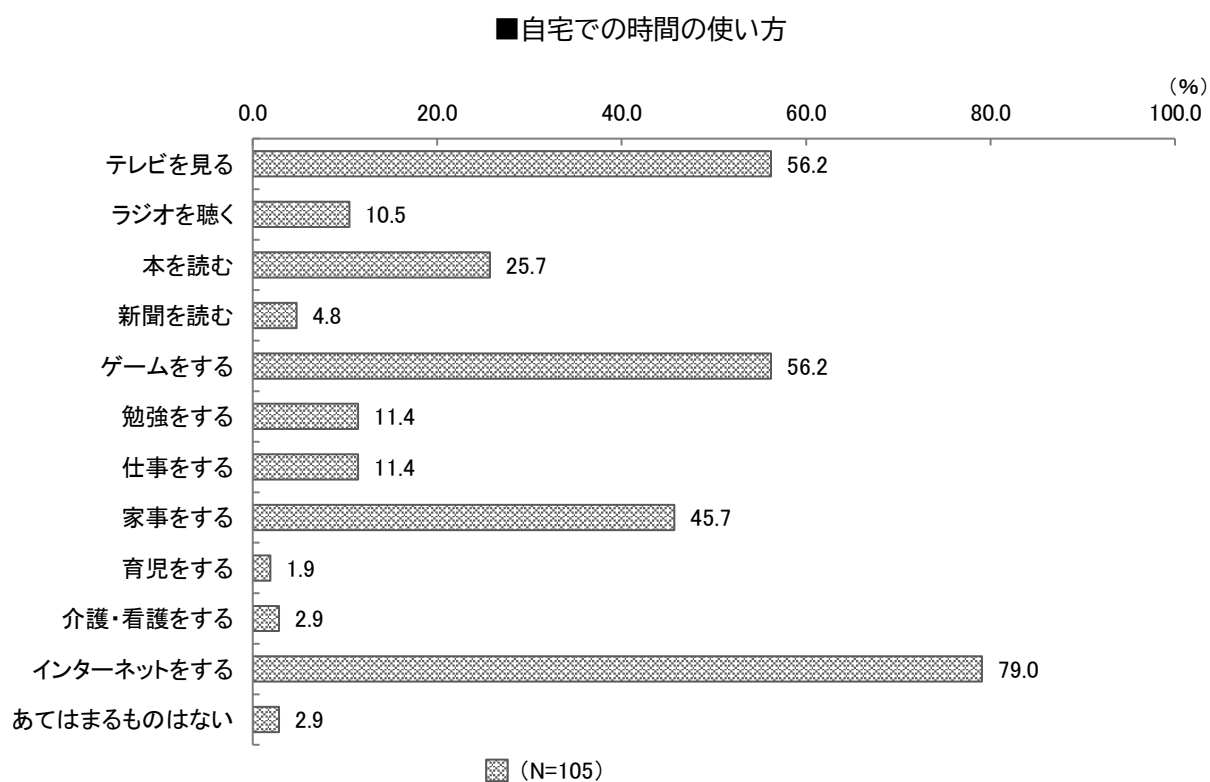
(4)就業経験

就業経験についてみると、「現在、就業している」が86.7%と最も高く、次いで「現在は就業していないが、過去に就業経験がある」が10.5%、「これまでに就業経験はない」が1.9%となっています。



(5) 自宅での時間の使い方

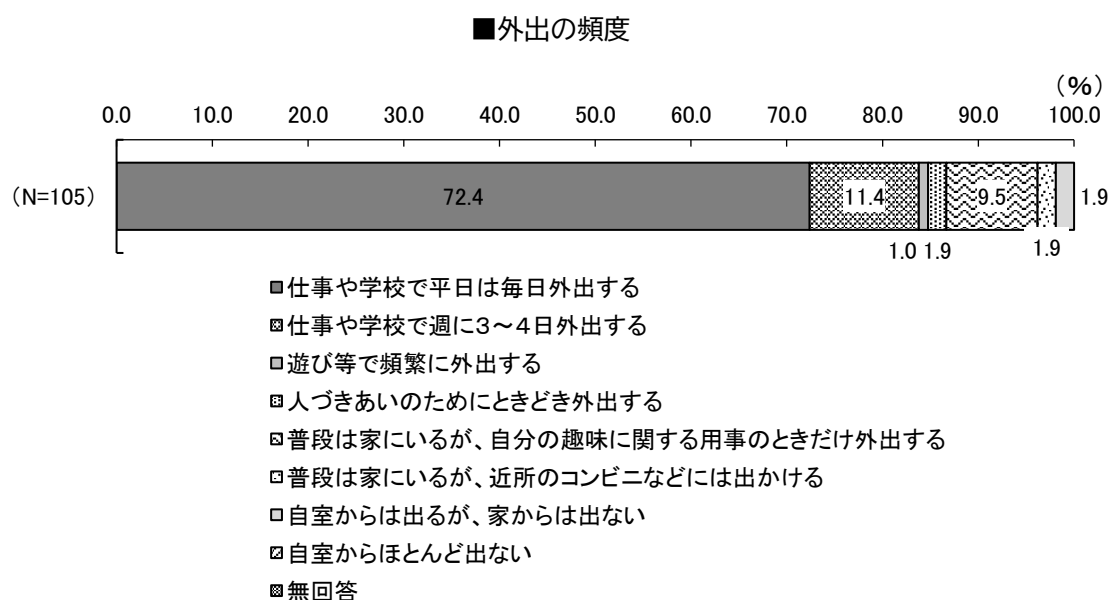
自宅での時間の使い方についてみると、「インターネットをする」が 79.0%と最も高く、次いで「テレビを見る」「ゲームをする」がともに 56.2%、「家事をする」が 45.7%となっています。



資料：若者意識調査

(6)外出の頻度

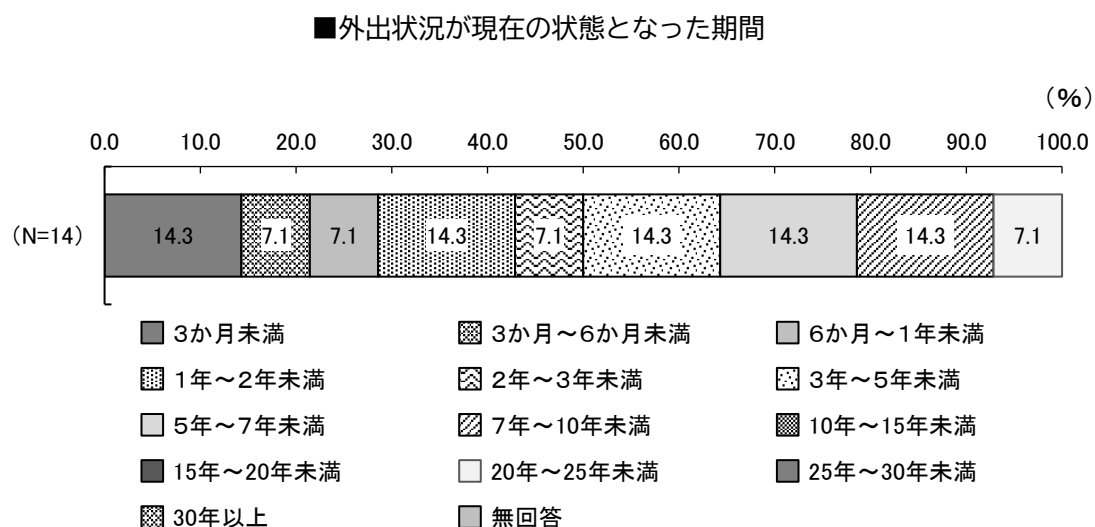
外出頻度についてみると、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が 72.4%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」が 11.4%、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」が 9.5%となっています。



資料：若者意識調査

(7)外出状況が現在の状態となった期間

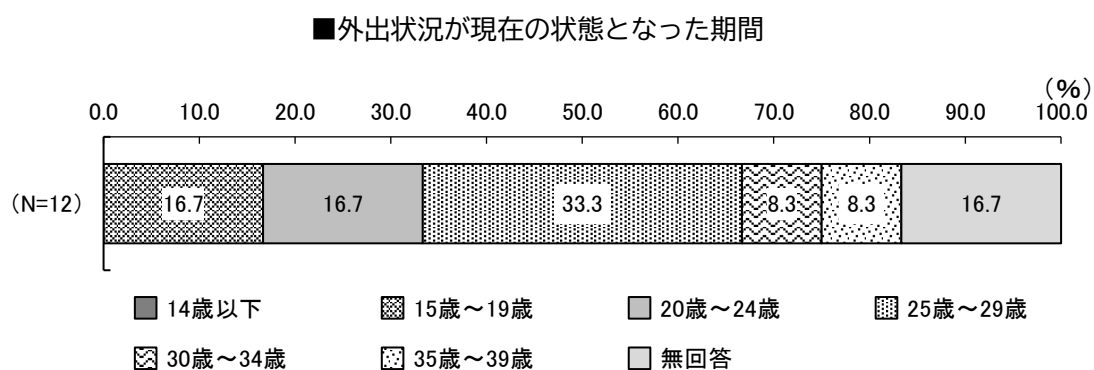
外出状況が現在の状態となった期間についてみると、「3か月未満」「1年～2年未満」「3年～5年未満」「5年～7年未満」「7年～10 年未満」がいずれも 14.3%と最も高く、次いで「3か月～6か月未満」「6か月～1年未満」「2年～3年未満」「20 年～25 年未満」がいずれも 7.1%となっています。



資料：若者意識調査

(8)外出状況が現在の状態になった年齢

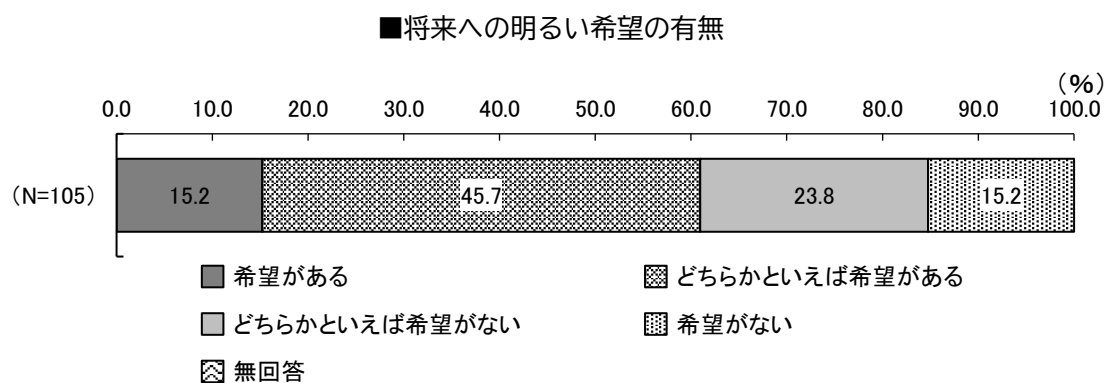
外出状況が現在の状態になった年齢についてみると、「25 歳～29 歳」が 33.3%と最も高く、次いで「15 歳～19 歳」「20 歳～24 歳」がともに 16.7%、「30 歳～34 歳」「35 歳～39 歳」がともに 8.3%となっています。



資料：若者意識調査

(9)将来への明るい希望の有無

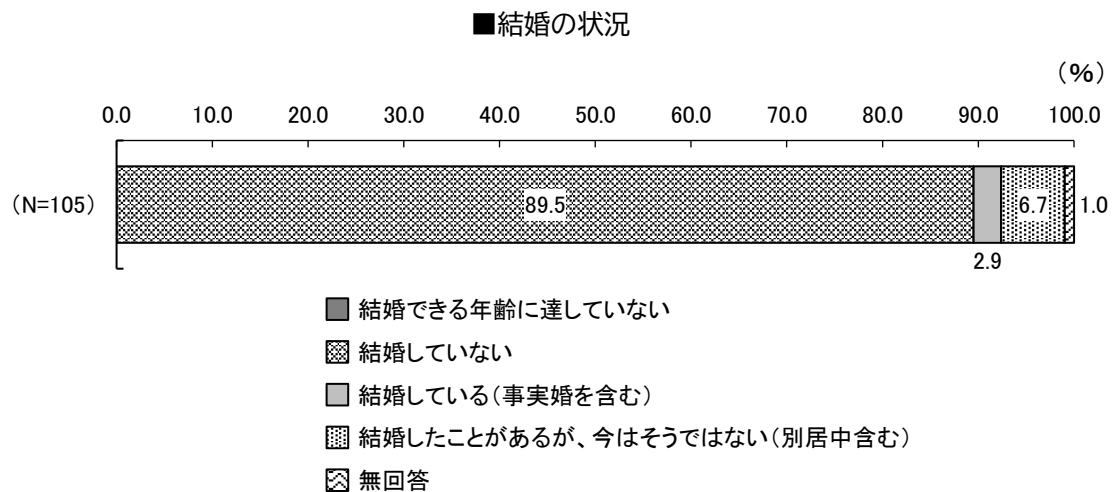
将来に希望があるかについてみると、「どちらかといえば希望がある」が 45.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば希望がない」が 23.8%、「希望がある」「希望がない」がともに 15.2%となっています。



資料：若者意識調査

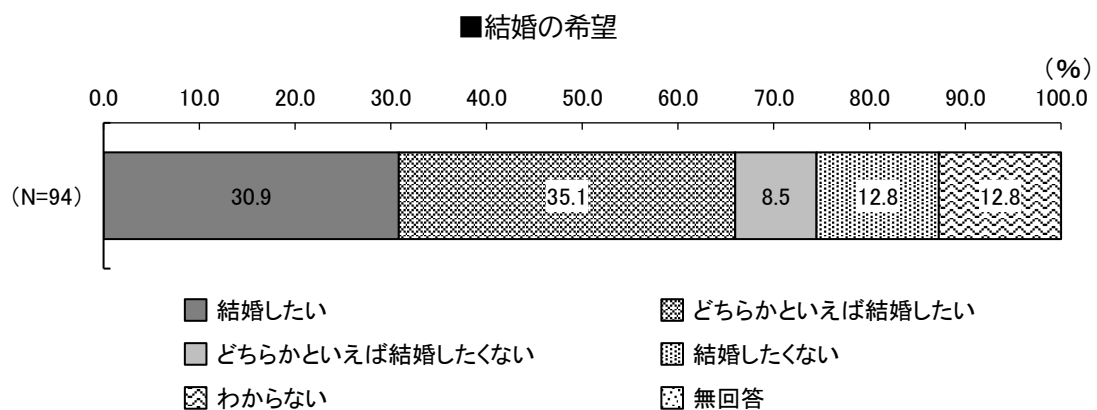
(10)結婚の状況

結婚の状況についてみると、「結婚していない」が 89.5%と最も高く、次いで「結婚したことがあるが、今はそうではない(別居中含む)」が 6.7%、「結婚している(事実婚を含む)」が 2.9%となっています。



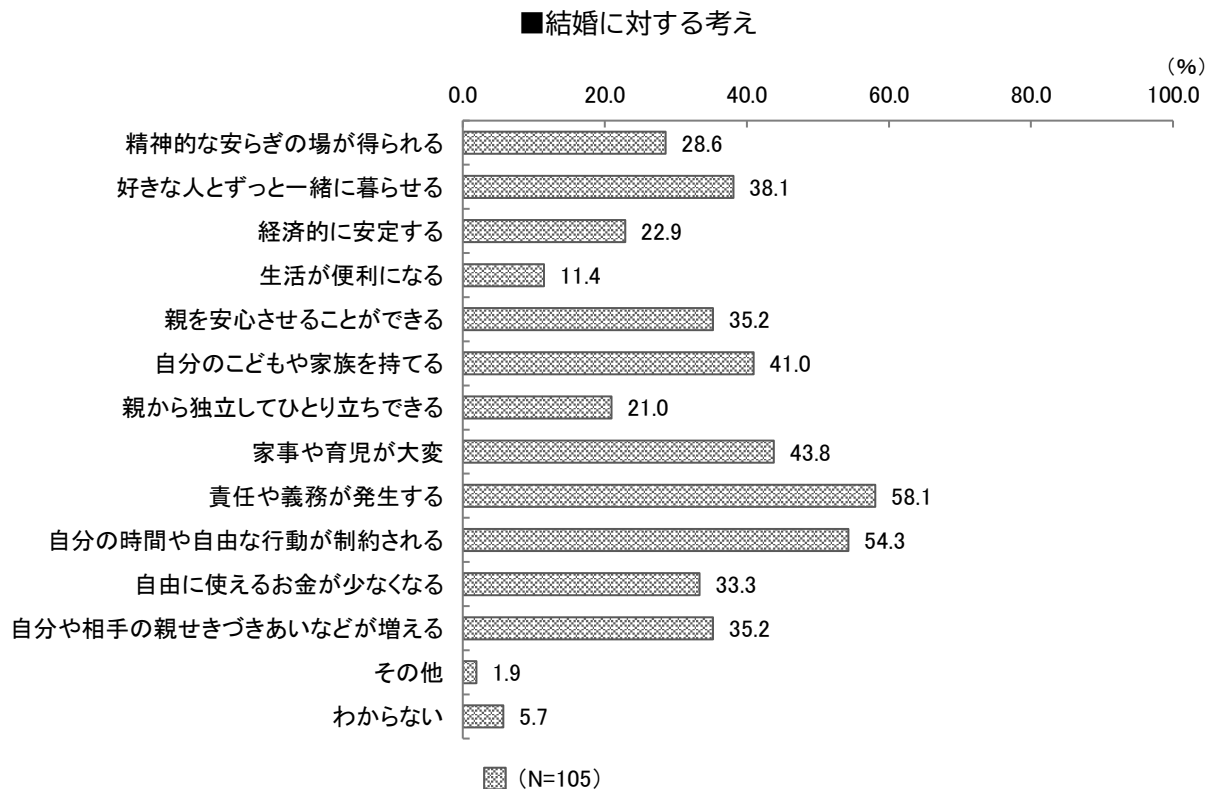
(11)結婚の希望

結婚していない方に聞いた結婚の希望では「どちらかといえば結婚したい」が 35.1%と最も高く、次いで「結婚したい」が 30.9%、「結婚したくない」「わからない」がともに 12.8%となっています。



(12)結婚に対する考え

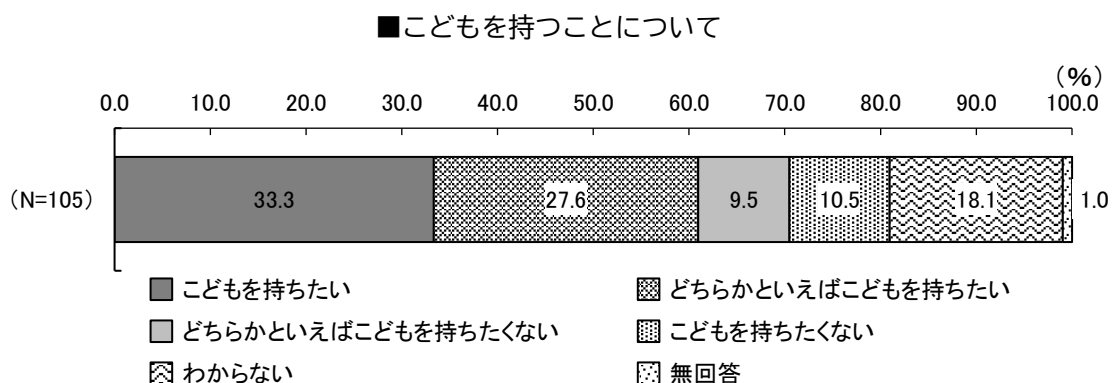
結婚への考えについてみると、「責任や義務が発生する」が 58.1%と最も高く、次いで「自分の時間や自由な行動が制約される」が 54.3%、「家事や育児が大変」が 43.8%となっています。



資料：若者意識調査

(13)子どもを持つことについて

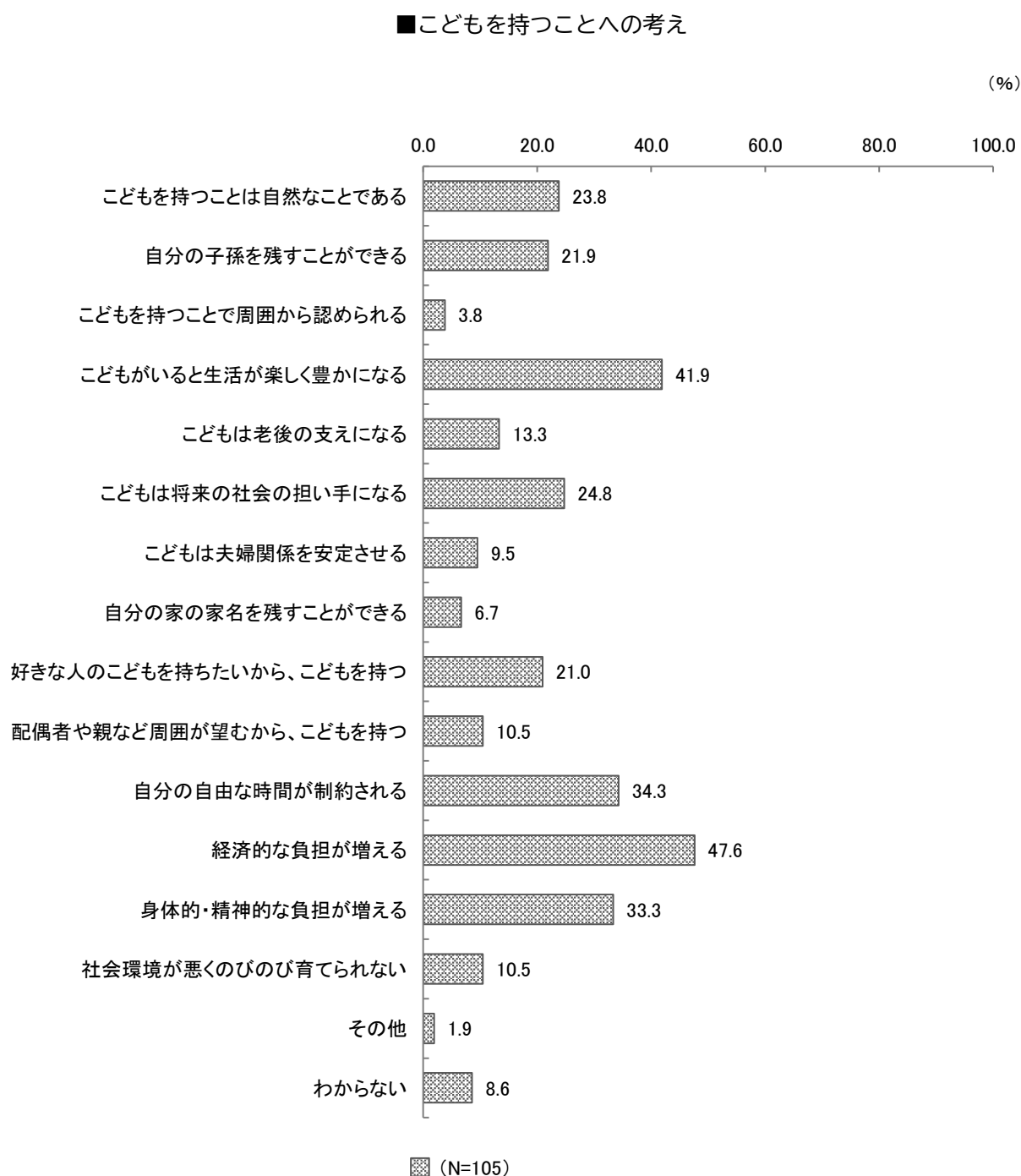
子どもを持つことについてみると、「子どもを持ちたい」が 33.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば子どもを持ちたい」が 27.6%、「わからない」が 18.1%となっています。



資料：若者意識調査

(14)こどもを持つことへの考え

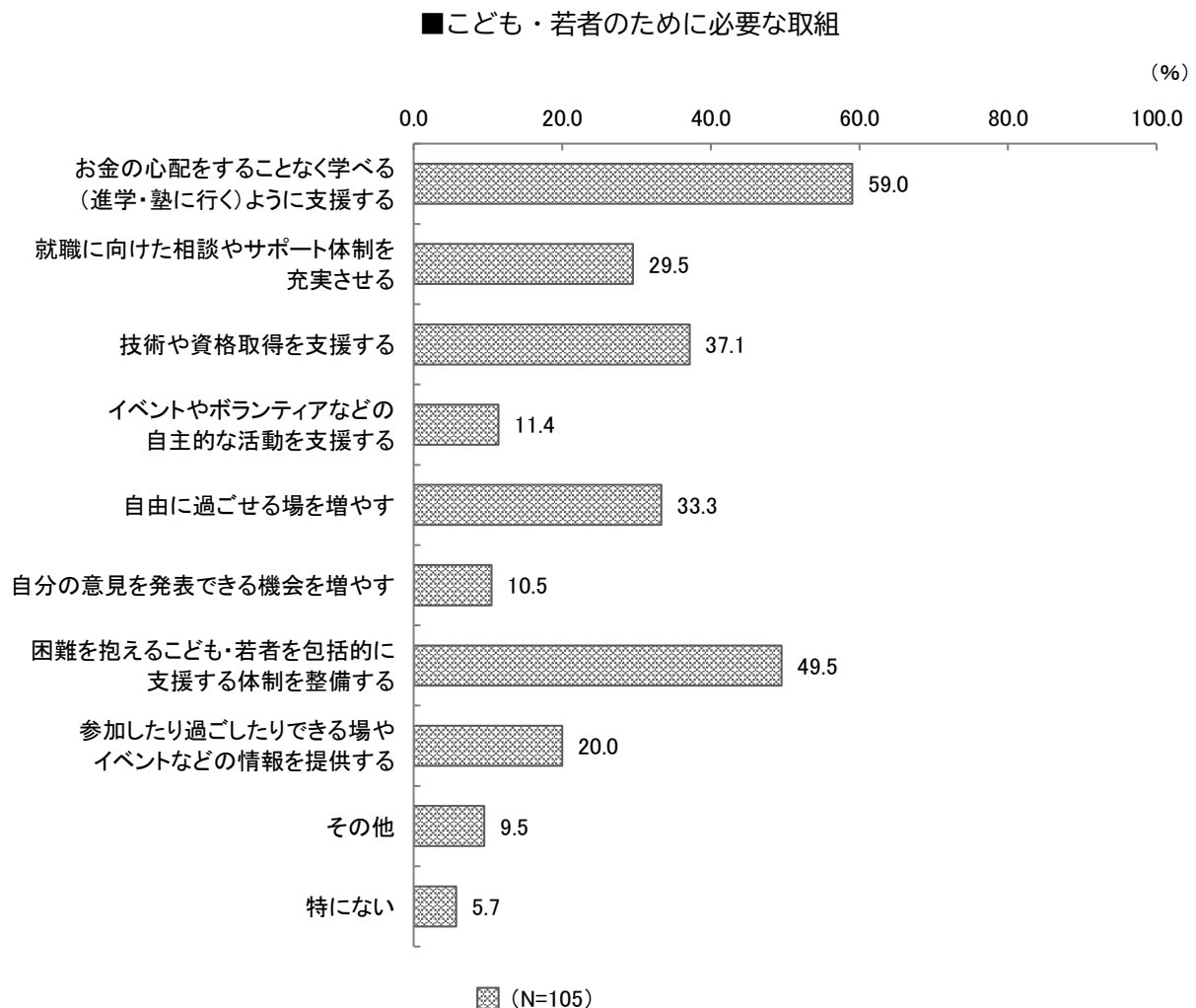
こどもを持つことへの考えについてみると、「経済的な負担が増える」が 47.6%と最も高く、次いで「こどもがいて生活が楽しく豊かになる」が 41.9%、「自分の自由な時間が制約される」が 34.3%となっています。



資料：若者意識調査

(15)こども・若者のために必要な取組

こども・若者のために必要な取組についてみると、「お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行く)ように支援する」が59.0%と最も高く、次いで「困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が49.5%、「技術や資格取得を支援する」が37.1%となっています。



資料：若者意識調査

第3章

計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

全ての子ども・若者が、ひとしく健やかに成長し、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるように、社会全体で必要な支援を行うことが重要です。

本計画では、子どもをまんやかに置き、子ども・若者、子育て家庭の様々な課題を解決していくことで、安心していきいきと子育てをすることができ、全ての子ども・若者の権利が守られ、心身ともに健やかに成長することができるよう、切れ目のない支援に取り組みます。また、地域・学校・関係機関・企業等社会全体で子ども・若者、子育て家庭を見守り支え合うことで、一人一人が不安や悩みを解消し夢や希望をもって幸せな生活を送り、未来へ新しい命をつなぐことができる、持続可能なまちづくりを目指します。

本計画は、第2期子ども・子育て支援事業計画を継承し、「こども基本法」や「こども大綱」の目的や方針を踏まえ、基本理念を、『こどもまんなか 家庭はいきいき みんなで育て、支えあう“ネットワーク”づくりを目指して』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

基本理念

こどもまんなか 家庭はいきいき

みんなで育て、支えあう“ネットワーク”づくりを目指して

2 計画の基本目標等

基本理念の実現に向けて、次の4つを基本目標と定め、子ども・子育て支援施策を組み立てて推進します。

基本目標Ⅰ 子ども・若者が健やかに成長するための切れ目ない支援

子ども・若者は、家族等の愛情の下に養育され、子ども・若者の個性や考えが尊重される中で成長を遂げていくことが必要です。多様な学びや体験活動、教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、障害の有無にかかわらず、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるように取り組みます。

また、子どもが安心して過ごし、交流できる場所を持つことができるようにこどもの居場所づくりが必要です。さらに、若い世代の視点に立って多様な価値観・考え方を大前提として、結婚や子育て、将来に対して希望が持てるよう若者への支援に取り組みます。

基本目標Ⅱ 子育てをする全ての家庭に、気軽な相談やサービスを利用できる仕組みづくり

階上町で子育て家庭がゆとりをもって子育てを行っていくためには、安心して子どもを生み、そして育てていくことができる環境であることが大切になります。

安心して出産に臨める体制、母子保健や保育サービス、子育て家庭同士の交流の場や子育てのなかで陥りやすい不安や悩みを気軽に相談、リフレッシュできる体制等、妊娠婦時期からこどもの成長に応じて求められる子育て支援が受けやすい仕組みづくりを目指します。

基本目標Ⅲ 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進

近年では、「仕事と育児の両立」のように、子どもを育てながらも多様な生活を選択する子育て家庭の親達が増え、こうした生活様式(ライフスタイル)にあった子育て支援を目指すために、家庭では現行の社会制度を最大限に活用したよりよい環境づくりが求められています。また、次の世代へ階上町の地域性や環境を引き継いでいくためにも、階上町の将来を担う子どもたちの成長は、家庭だけが負うものではなく、地域全体が家庭の目の届かないところでのこどもの行動を温かく、ときには注意の目で見守り、相互に支えあう必要があります。

そこで本計画では、家庭と地域が関わりあう機会をつくりながら、子育てを通じて自然に地域と家庭が協力し合い、次代の階上町を創りだすまちづくりを推進します。

基本目標Ⅳ 児童虐待防止や貧困対策を含めた、安心・安全な子育て環境づくり

地域で子育てするためには、よりよい子育てサービスと同時に、安心・安全な子育てができる環境であることも重要となります。その中で、近年虐待予防や貧困対策、ヤングケアラーに対する支援が求められてきております。

また、誰もが安心できる歩行環境、施設環境の整備や、公園や屋内施設等を整備、有効活用した親子や子ども同士で楽しく集える拠点づくり、子どもたちの命を守るための防犯体制の確保や安全教育の充実にも力を入れ、地域で安心・安全な子育てができる環境づくりを目指します。

3 計画の施策体系

基本理念	基本目標	推進施策
みんなで育て、こどももみんなネットワークはいきいきづくりを目指して	Ⅰ こども・若者が健やかに成長するための切れ目ない支援	1 こども・若者の居場所づくり
		2 特色ある教育環境づくり
		3 社会生活に困難を抱えるこども・若者やその家族への支援
		4 結婚・妊娠を希望する若者への支援
	Ⅱ 子育てをする全ての家庭に、気軽な相談やサービスを利用できる仕組みづくり	1 子育てに関する相談・情報提供や親たちの交流できる場づくり
		2 母子の健康とこどもの健やかな成長への支援
		3 子育て支援に関する行政等のサービスの充実
	Ⅲ 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進	1 見守り・支える子育て支援の充実
		2 とともに支えあう協力体制づくり
	Ⅳ 児童虐待防止や貧困対策を含めた、安心・安全な子育て環境づくり	1 児童虐待防止や貧困対策の支援の充実
		2 こどもを安心して育てられる環境づくり
		3 こどもを守る“地域力”の向上

第4章

こども・若者世代の施策展開

第4章 こども・若者世代の施策展開

基本目標Ⅰ

こども・若者が健やかに成長するための切れ目ない支援

推進施策1 こども・若者の居場所づくり

【現状と課題等】

- 近年の社会経済の状況、就業形態の多様化等によりこどもを育てる環境は大きく変化しました。
- こうした状況に対応するためには、こどもを育てる親たちの様々なニーズに対応した保育サービスや就学児童の成長を支援する場を提供するとともに、地域で健やかに成長するための「こどもの居場所」として、こどもにとっても、こどもを育てる親たちにとっても安心できる子育ての場、利用しやすい環境を継続的に創出していく必要があります。

【具体的な施策】

施策(1) 保育所・認定こども園等での多様な保育サービスの推進

①保育所・認定こども園での多様な保育サービスの実施

- ・第5章に掲載しました。(69～86 ページ)

施策(2) 就学児童の居場所づくり

①放課後児童健全育成事業の実施

- ・第5章に掲載しました。(69～86 ページ)

②放課後や週末等におけるこどもの居場所づくり事業の実施

- ・児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりとして、創作活動、郷土食、軽スポーツ等の体験活動等を行います。
- ・民間団体等が行うこども食堂などの「こどもの居場所」の活動と連携し、必要な支援の検討を進めます。
- ・児童が平日の夕方や土曜日曜に自由に遊べるように、保育施設での園庭解放活動を広げていきます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
わんぱく王国(学校週5日制対応事業)	教育課	町	令和6～8年度休止します
こども食堂	すこやか健康課	民間団体等	令和7年度以降推進します

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
保育施設園庭解放	すこやか健康課	保育施設	継続

推進施策2 特色ある教育環境づくり

【現状と課題等】

- 本町では「美しい自然と豊かな伝統文化の継承」と「階上町民憲章」の趣旨の具現を基本に、主体的に行動できる児童生徒を育成するため、「教育は人づくり」という視点に立ち、未来の社会を切り拓く子どもたちの育成を目指しています。
- こどもの成長に応じた教育の充実を図り、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう教育・文化・スポーツ環境の充実を図る必要があります。また、学校と地域・家庭との連携が求められています。今後は町民と児童生徒・教職員との交流をさらに深め、教育機関との連携による児童生徒の健全育成が必要となります。
- さらに今日の人口減少・少子高齢化の影響により、子どもたちの乳幼児と触れ合う機会が減っています。こどもを生み育てることやこどもや家庭の大切さを理解し、豊かな人間性を育むためにも、児童生徒が乳幼児と触れ合う機会を創出していく取組が求められています。

【具体的な施策】

施策(1) 次世代を育む若い世代への支援

- 教育機関との連携のもとに、保育所・認定こども園等で小中学生が乳幼児と触れ合う機会や小中学校等のそれぞれの段階に応じた道徳教育を行い、次世代を育む児童生徒の理解や思いやりの心を育てる活動を推進します。

①人権・道徳に関する教育・啓発の推進

- ・小中学校における「特別の教科 道徳」の実施により、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。
- ・人権教育の充実及びこどもの人権を守り、尊重する意識を高める啓発活動の推進を行います。
- ・また、少子化、核家族化によって減少しつつある乳幼児との触れ合う機会を広げることによって、将来の子育て世代へ向けた貴重な体験機会の創出に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
こども・若者の権利の普及啓発	町民生活課 すこやか健康課	町	継続
道徳教育の実施	教育課	各小中学校	継続
心の健康に関する出前講座の実施	介護福祉課	町	継続

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
乳幼児とのふれあい体験	教育課	各中学校	継続

施策(2) こどもの生きる力の育成に向けた学習教育環境等の整備

○変化する学習教育環境の中でも、こどもたちが生涯を通じて自由に楽しく学び、心身ともに健やかな成長を目指す「生きる力」を育てます。

○また地域の人々に身近な教育施設である学校と地域・家庭との連携を図り、開かれた学校環境づくりを目指します。

①教育・文化・スポーツ環境づくりの推進

- ・こどもたちのもつ様々な可能性や個性、学ぼうとする意欲が、限りなく発揮できるよう教育・文化・スポーツといった様々な分野での環境づくりを推進します。
- ・こどもたちの学習への意欲・関心を高め、分かりやすい授業を実現する ICT 活用を推進します。
- ・スポーツ少年団育成活動では、青森県スポーツ少年団が主催する各種大会等への参加等、スポーツによる青少年の健全育成を支援し、保護者並びに地域住民の協力のもと、地域社会教育の一環として推進します。
- ・少子化の中でも将来にわたりこどもたちが豊かなスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことが出来る機会を確保するため中学校部活動地域移行を推進します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
ICT 環境の整備	教育課	町	継続
体験学習・課外活動の促進	教育課	各小中学校	継続
文化活動の支援と文化環境の充実	教育課	各小中学校	継続
こどものための行事やイベントの推進	教育課	各小中学校 各こども会	継続
スポーツ少年団育成活動	教育課	町体育協会	継続
スポーツ少年団指導者育成	教育課	県スポーツ協会	継続
中学校部活動地域移行の推進	教育課	町	継続

① 少人数学級への対応

- ・地域の児童生徒数の減少にも、実情に合わせた少人数学級によって通学区域へ柔軟に対応し、地域に根ざした学校、学習教育環境づくりを目指します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
少人数学級編成の推進	教育課	県	継続

③学校評議員制度の充実

- ・町内にある石鉢小学校・赤保内小学校・階上中学校の3校において、学校評議員制度の活用により、地域及び学校との連携・協力を図ることにより、教育施設の拠点として、地域に根ざした学校づくりを目指します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
学校評議員制度	教育課	実施各校	継続

推進施策3 社会生活に困難を抱えるこども・若者やその家族への支援

【現状と課題等】

- こども・若者は、いじめやひきこもりなど様々な問題が複雑に絡み合いながら、孤独・孤立感を深める場合が多く、関係分野が連携して対策を行うことが必要です。こどもたちが心身健康であるとともに、将来が閉ざされることがないように、深刻化・顕在化された問題の解消を目指し、家庭や地域、関係機関等々連携し、適切な支援を行います。

【具体的な施策】

施策(1) こども・若者に関する相談・連携体制の充実

- こどもたちが心身ともに健康で豊かな人間性を育むために、児童生徒の抱える様々な悩みについて、個別に関わることができる相談連携体制の充実を図ります。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
県スクールカウンセラー・町スクールソーシャルワーカー配置	教育課	県・町	継続
教育相談の開設	教育課	町	継続
人権相談	町民生活課	町	継続
24 時間子供 SOS ダイアル	教育課	県 町	継続

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
あおりけん親子のための相談LINE	教育課	県 町	継続
こども家庭センター設置	すこやか健康課	町	令和7年度以降の設置を検討します
こころの電話	介護福祉課	県 町	継続
青森県ひきこもり地域支援センター相談窓口	介護福祉課	県 町	継続
三戸地域自立相談窓口	介護福祉課	県 民間団体等	継続
はちのへ若者サポートステーション	介護福祉課	国 民間団体等	継続
学習サークル「サンハウス」	介護福祉課	民間団体等	継続
ゲートキーパーの養成	介護福祉課	町	継続

施策(2) 民生委員・児童委員による訪問活動の実施

○学校施設や各地区の訪問や不登校児童の相談・訪問等を行っています。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
民生委員・児童委員訪問活動	介護福祉課 教育課	町民生委員・ 児童委員協議会	継続

推進施策4 結婚・妊娠を希望する若者への支援

【現状と課題等】

- 若者意識調査では、結婚していない方に聞いた結婚の希望では、「どちらかといえば結婚したい」が 35.1%と最も高く、次いで「結婚したい」が 30.9%と7割近くが結婚を望んでいます。また、こどもを持つことについてみると、「こどもを持ちたい」が 33.3%と最も高く、次いで「どちらかといえばこどもを持ちたい」が 27.6%と6割以上がこどもを持ちたいと望んでいます。
- 近年、若者のライフスタイルや価値観が多様化しています。若者が自らの主体的な選択により、結婚・出産を望んだ場合にその希望が叶えられるよう、関係機関と連携しながら支援する必要があります。

【具体的な施策】

施策(1) 結婚を希望する若者への支援

- 県や近隣自治体と連携し、結婚を望む方への出会いの場を創出し、結婚支援に関する情報取得の機会や出会いの機会増加により、結婚に向けた機運の醸成を図ります。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
あおり出会いサポートセンター事業	総合政策課	県	令和4年10月より実施し今後も継続します
縁結び支援事業	総合政策課	八戸圏域 連携中枢都市圏	継続

施策(2) 妊娠を希望する若者への支援

- 不妊専門相談では、不妊や不育症に悩む夫婦等に対し、不妊・不育に関する医学的・専門的な相談や心の悩み等について専門医が相談に応じ、治療に関する情報提供等を行います。また、妊活ケア・サポート事業において、プレコンセプションケアを含めた妊活についての個別相談等を行います。
- 不妊治療に必要な治療費に係る経済的負担を軽減するため、青森県内の夫婦等の公的医療保険が適用される生殖補助医療に係る自己負担額を助成します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
不妊・不育相談事業	すこやか健康課	八戸圏域 連携中枢都市圏	継続
不妊治療費助成	すこやか健康課	県	令和6年7月より実施し引き続き継続します

基本目標Ⅱ

子育てをする全ての家庭に、気軽な相談やサービスを利用できる仕組みづくり

推進施策1 子育てに関する相談・情報提供や親たちの交流できる場づくり

【現状と課題等】

- 地域で子育て中の親やこどもが気軽に集い、交流できる場(機会)をつくることは、親たちの子育てへの負担を少しでも軽くすることにつながり、さらにはこどもの健やかな成長へとつながります。
- ニーズ調査では、日常的に子どもをみてくれる親族・知人の有無で、「いずれもない」の回答が9.8%いるとともに、子育てをする上で相談できる人・場所の有無で、「いない／ない」の回答が3.3%おり、孤立する可能性のある家庭が数は少ないものの一定程度いることがうかがえます。また、「保育園や幼稚園の園庭等の解放」「子育ての総合相談窓口」「町発行の子育て情報誌(広報)」は認知度が約4～5割あるものの、利用経験は1割前後となっています。一方で、利用希望は4～6割あります。
- 孤立を防ぎ地域で楽しく子育て生活を行っていくためにも、積極的な交流の場(機会)づくりや町の子育て支援事業の周知の推進や利用促進に向けた取組が必要です。

【具体的な施策】

施策(1) 子育て中の親が交流等できる場づくり

- 家庭や地域のもつ子育て支援への役割が低下するなかで、子育てに対する不安や悩みを抱える親たちが気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう、子育て講座の開催や子育てサークルといった民間活力への支援を行います。
- また、子育て中の親たちが自由に相談や交流ができる地域子育て支援センターの活用を促進し、親たちの子育てに対する負担感を少しでも軽減できるよう努めます。

①子育て講座の開催や、民間活動支援への取組

- ・就学・就園前の乳幼児をもつ親を対象に、子育てという同じ立場にある親たちが、気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう、子育て講座の開催やボランティア活動への支援の充実を図ります。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
子育て講座	すこやか健康課	町 民間団体等	継続

②地域子育て支援センターによる交流の場づくり

- ・第5章に掲載しました。(69～85 ページ)

施策(2) 子育て支援事業に関する相談・情報の発信

○行政からの子育て支援情報を、妊娠期や乳幼児期等の時期に応じてタイムリーに情報提供できるよう、子育てアプリなど情報提供手段等の工夫に努めます。また、個別の相談支援を通じて情報提供を行っていきます。

①妊産婦等への情報提供

- ・妊娠届提出時等、伴走型相談支援により、様々な機会に妊娠期から子育てに関する相談や情報提供を行います。特に出生児健康相談では、本町の保健サービスや予防接種の情報を掲載している「JOY JOY ブック」を交付して、保健指導の機会としています。
- ・また、子育て講座ではベビーマッサージや、個別に歯みがきや離乳食等の相談等も実施しています。
- ・今後も子育て家庭が必要な時期に必要な情報が得られるよう継続して実施します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
妊婦相談	すこやか健康課	町	継続
子育てアプリの普及啓発	すこやか健康課	町	継続
8か月面談	すこやか健康課	町	令和4年度より開始し今後も継続します
出生児健康相談	すこやか健康課	町	継続
転入児健康相談	すこやか健康課	町	継続
(再掲)子育て講座	すこやか健康課	町 民間団体等	継続

②子育て相談窓口での情報提供

- ・子育て家庭に対し、こども家庭センター、地域子育て支援センターにおいて、様々な相談・助言を行います。
- ・今後も継続して実施するとともに、町ホームページや子育てアプリ、チラシ等で情報発信し、広く利用されるよう工夫に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
子育て支援相談窓口事業	すこやか健康課	こども家庭センター 地域子育て支援センター	継続

推進施策2 母子の健康とこどもの健やかな成長への支援

【現状と課題等】

- 次世代を担うこどもたちの健やかな成長を支援するために、母子の健康の確保や小児医療は重要な取組です。
- 本町では、母子保健法に基づき、こどもの成長段階に合わせた健診、指導を行うことで、母子の健康維持に努めています。
- また、障害を持つこどもへの施策についても、母子保健との連携を図りながら早期発見・療育に努めるとともに、地域のこどもがともに健やかな成長を育めるよう、環境づくりを今後も進めます。
- 小児医療は、隣接する八戸市へ依存している状況ですが、広域の救急医療を効率よく利用しながらも、地域でできる限りこどもの安全や健康を確保できるよう体制づくりを進めます。
- さらには、保育所・認定こども園、学校、地域での食生活改善活動等により、こどもたちが小さい時から自分の健康へ関心を持てる機会づくりを進めます。
- その他、思春期の男女が自分の心や身体の健康に関心を持てるよう、学校保健とも連携を図りながら、命の大切さを学ぶ機会の充実を目指します。
- こども家庭センターの設置により、妊娠期から子育て期において、切れ目のない支援を実施できる体制づくりを進めていきます。

【具体的な施策】

施策(1) こどもや母親の健康の確保

- 妊娠期～出産期～新生児期・乳幼児期といったこどもの成長段階にあわせて、次世代を担うこどもや子を育てる母親の健康が保たれるよう、健診、指導活動の充実に努めます。
- ①妊娠及び出産期の母子への健診・訪問の実施
 - ・妊娠時の母親が安心して出産に臨めるよう、公費による妊婦健診や、妊産婦の心身の安定のために訪問指導を実施します。また、産後の心身の状態の確認のため、産後2週間と1か月に行う産後健診の公費による助成を行います。
 - ・退院後の母子に対して心身のケアや、育児サポート等きめ細やかな支援のため、産後ケア事業を実施します。
 - ・子育てアプリを活用しながら、今後も継続して妊産婦の健康を見守るとともに、必要な対象者に対しては早期から複数回訪問を行う等、訪問指導の充実に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
妊婦委託健康診査	すこやか健康課	町 (医療機関へ委託)	継続
産後健康診査	すこやか健康課	町 (医療機関へ委託)	令和4年度より開始し今後も継続します
母子保健訪問指導委託事業	すこやか健康課	町	継続
産後ケア事業	すこやか健康課	町 (医療機関へ委託)	令和6年度より開始し今後も継続します

②こどもの成長に応じた健診の充実

- ・こどもの成長に応じて行っている各種健診の充実を図ります。
- ・今後も継続して行い、受診率向上を目指します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
新生児聴覚検査	すこやか健康課	町 (医療機関へ委託)	令和5年度より開始し今後も継続します
乳児股関節脱臼健診	すこやか健康課	町 (八戸市総合健診センターへ委託)	継続
乳児一般委託健康診査	すこやか健康課	町 (医療機関へ委託)	継続
乳児健康診査	すこやか健康課	町	継続
1歳6か月児健康診査	すこやか健康課	町	継続
3歳児健康診査	すこやか健康課	町	継続
1歳6か月・3歳児精密健康診査	すこやか健康課	町 (医療機関へ委託)	継続

施策(2) 歯科保健対策の充実

- 本町の歯科保健対策は、1歳6か月及び3歳児の健康診査時に、乳幼児に対する口腔検査、歯科指導が行われています。う歯(虫歯)保有率は年々低下してはいますが、全国平均のう歯保有率より高い傾向が続いています。
- 身体を健康を維持するには、何でも食べられる歯が健康であることが大切です。また、乳歯がひどい虫歯になると、永久歯もその影響を受けることになります。
- 歯の健康づくりへの認識を高め、定期健診での受診率向上や虫歯予防の推進、早期からのブラッシング(歯磨き)の習慣付け等を行い、歯科保健対策の充実に努めます。

①1歳6か月及び3歳児の健康診査時の歯科健診の実施、虫歯予防の推進

- ・家庭ではなかなか見つけられない虫歯等の発見について、早期治療により健康な口腔づくりを目指します。
- ・歯科健診時に希望者には医療機関の協力によりフッ素塗布を行っています。また、町内保育園、認定こども園と連携し希望者には、定期的にフッ素塗布を行っています。
- ・今後も継続して健診を行い、受診率向上に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
(再掲)1歳6か月児健康診査	すこやか健康課	町	継続
(再掲)3歳児健康診査	すこやか健康課	町	継続

②ブラッシング(歯磨き)習慣の推進

- ・乳幼児健診時、個々に合わせたブラッシングの支援対策として、歯科衛生士による個別指導を実施し、虫歯予防に対する親の意識を高め、虫歯保有率の低下に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
乳幼児健診での歯科衛生指導	すこやか健康課	町	継続

施策(3) 食育の推進

○「食育」とは、生きる上での基本であって、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。本町では、学童保育や食生活改善推進員と連携し、親子の食生活における食育の推進に取り組んでいます。

①食に関する学習機会の促進

- ・核家族化や夫婦共働きなど、ライフスタイルの変化により、朝ごはんを食べない子どもや親自身の食生活の乱れ、小中学生の肥満割合の増加など家庭における食育の実践が難しくなっています。
- ・地域、行政、保育所や学校など関係機関が連携し、こどもの頃からの正しい食生活と生活習慣を身につけ、食に対する豊かな心をもったこどもが育つよう、親子の食生活における食育を支援し、食生活の改善を目指します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
親子料理教室(食生活改善推進員活動)	すこやか健康課	食生活改善推進委員会	継続

②地域の食育環境を支援する人材の育成及び活動の推進

- ・子どもたちの地域をとりまく食育環境の問題を改善するために、地域の人と手をつなぎ、食生活改善推進員の研修、声かけ、伝達講習、学校給食調理員研修等を推進していきます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
食生活改善推進員による声かけ活動	すこやか健康課	食生活改善推進委員会	継続
食育研修の開催(町外研修)	すこやか健康課	保健所管内食改連絡協議会	継続
食育研修の開催(町内研修)	すこやか健康課	食生活改善推進委員会	継続
学校給食調理員の研修	給食センター	県	継続

施策(4) 思春期保健対策の充実

- 思春期の男女の健康をおびやかす問題や思春期特有の心の病の問題は、多様化、深刻さを増してきています。
- こうした問題に対応するため、学校をはじめ保健機関とも連携を図りながら、性に対する正しい知識の習得のための情報提供や教育の推進、学童及び思春期における心や体の問題に対する専門家の確保や相談体制づくりをすすめ、命の大切さを学ぶ機会の充実を目指します。

①学校保健との連携

- ・思春期保健対策は、学校保健が主となり実施されておりますが、必要時連携を図りながら取組を進めていきます。

②性感染症に対する学習機会の充実

- ・性情報が氾濫する一方で、思春期の男女が性に対する正しい知識を得られるよう環境の改善を目指します。今後は、学校、教育委員会等と連携を図り、情報発信、学習機会の充実に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
性感染症予防知識の広報及び教室の開催	すこやか健康課 教育課	各中学校	継続

③アルコール・タバコに関する学習機会の充実

- ・飲酒、喫煙が身体に及ぼす影響についての学習を早い段階から取り組むことによって、興味本位な思春期からの飲酒や喫煙の習慣化を防いでいきます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
飲酒・喫煙の害についての知識の広報及び教室	すこやか健康課 教育課	各中学校	継続

④薬物乱用に関する学習機会の充実

- ・薬物が身体に及ぼす害についての学習を早い段階から取り組むことによって、安易な意思に惑わされない強い意志を育てていきます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
薬物乱用に関する知識の広報及び教室	すこやか健康課 教育課	各小中学校	継続

施策(5) 小児医療の充実

- 本町では町内医療機関の他、八戸市内小児科、総合病院及び夜間救急診療所を利用している状態です。特に救急医療の確保に関しては、県及び八戸市の救急医療制度を利用した広域的な取組が不可欠となっています。
- 今後は、八戸市医師会と連携(依頼)しながら広域的な救急医療体制の“ネットワーク”づくりを進めるとともに、予防接種や子育て家庭への病気・医療に関する情報提供を行います。
- 就学前児童及び就学後の児童生徒に関しては、入院・通院等の医療費を償還払いから現物給付化しました。また、所得制限の限度額を撤廃し、対象者の拡大を図りました。今後も子育て家庭への医療負担軽減を継続して実施します。

①広域による救急医療の確保

- ・八戸市医師会と連携(依頼)しながら、今後も救急医療制度の広域的な活用により、地域の医療体制の“ネットワーク”づくりを進めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
広域による地域医療体制の確保	すこやか健康課	医師会	継続

②病気や事故防止についての学習機会及び医療に関する情報提供の充実

- ・突発的におきる病気や事故の手当に関する学習の場を関係機関と検討し、家庭やその場に居合わせた人も適切な対応ができるよう、知識や技術の向上を目指します。
- ・また、子育て家庭をはじめ、地域の医療や病気に関する情報提供の充実に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
救急法の学習	総務課	分署 各種団体	継続
医療情報の提供	すこやか健康課	町	継続

③予防接種の推進

- ・定期の予防接種の必要性について、理解を深め接種率の向上に努めます。
- ・妊婦等に対する風しんの感染予防を図り、先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐため、妊娠を希望する女性及び同居家族を対象に、予防接種等費用を助成します。
- ・季節性インフルエンザの流行や重症化を予防するため、妊産婦や生後6か月から 15 歳の者を対象に予防接種費用を助成します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
定期予防接種	すこやか健康課	町 (医療機関へ委託)	継続
成人風しん予防接種等費用助成事業	すこやか健康課	県	継続
任意インフルエンザ予防接種費用助成事業	すこやか健康課	町	継続

④経済的支援

- ・乳幼児、小学生～高校生(18歳の年度末まで)を対象に、通院や入院にかかる医療費の自己負担分について給付を継続することで、保護者の経済的負担を軽減し、健やかな成長を支援します。
- ・平成 26 年8月より乳幼児医療費の現物給付化を開始したことにより、自己負担が撤廃されるとともに病院窓口での医療費支払や償還払いの手続きが不要となりました。また、平成 27 年8月より、こども医療費の給付を開始し、対象が中学生まで拡大されました。さらに平成 30 年 10 月より

り所得制限の見直し、令和3年4月より所得制限の撤廃、令和5年4月より対象年齢を 18 歳まで拡大したことにより、保護者の負担軽減を図りました。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
乳幼児・こども医療費給付事業	すこやか健康課	町	継続
養育医療	すこやか健康課	町	継続
小児慢性特定疾患医療費助成事業	県 すこやか健康課	県	継続
小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	すこやか健康課	町	継続
育成医療	介護福祉課	町	継続

施策(6) 障害児福祉の充実

○障害を持っているこどもが地域で健やかに成長し、また、こどもを育てる親たちも地域で安心して暮らせるよう、経済的支援をはじめ、健常なこどもたちとの交流機会や相談、療育といった地域での協力体制づくりを進めます。

①保育所等における障害児及び医療的ケア児の受け入れの推進

- ・保育を必要とする障害を持つこどもや医療的ケア児には、集団保育が可能な限り保育所等で受け入れて、健常なこどもたちとともに保育することが望ましい方法の一つです。
- ・そのため、保育所等において障害をもつこどもや医療的ケア児を積極的に受け入れる体制づくりを進めるとともに、保育士等の研修機会を利用して障害を持つこどもへの理解を深めます。
- ・また、必要に応じて療育関係機関との連携を図ります。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
障害児保育事業	すこやか健康課	各保育所等	継続

②療育・就学相談の充実

- ・心身に障害のある児童に対し、訪問等によって必要な支援を行い、在宅での福祉向上に努めます。
- ・また、児童・生徒一人一人の状況に配慮した特別な教育支援を行うため、教育支援委員会を開催し、本人や保護者の意向を反映させた柔軟な教育指導を充実させます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
訪問による相談	すこやか健康課	町	継続
教育支援委員会の開催	教育課	教育支援委員会	継続

③障害児等の療育、育児相談支援とネットワーク体制の充実

- ・保健、医療、福祉、教育といった関係機関の連携により、地域で障害を持つ子や医療的ケア児を育てる家庭への相談活動や療育体制の検討を進めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
関係機関との連携	すこやか健康課 介護福祉課 教育課	町	継続

④経済的支援策

- ・心身に障害のある子どもへの福祉の増進を図るために、各種手当の支給等の支援を、今後も継続して進めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
重度心身障害者(児)医療費助成	介護福祉課	町	継続
心身障害者扶養共済	介護福祉課	県	継続
障害児福祉手当	介護福祉課	県	継続
特別児童扶養手当	すこやか健康課	県	継続
補装具の交付(修理)	介護福祉課	町	継続
日常生活用具の給付	介護福祉課	町	継続
自立支援給付事業	介護福祉課	町	継続
地域生活支援事業	介護福祉課	町	継続
施設入所・通所	すこやか健康課 介護福祉課	県 町	継続
自動車税等の減免	介護福祉課 税務課	県 町	継続
税制上の優遇措置	介護福祉課 税務課	町 税務署	継続
各種料金の割引	介護福祉課	道路公団 バス会社 航空会社 NHK等	継続

推進施策3 子育て支援に関する行政等のサービスの充実

【現状と課題等】

- 行政の限られた財源の中で、本計画の子育て支援策がより効果的なものとなるよう、関係機関等との連携を図りながら、町内において多様化する子育てニーズにできる限り対処するとともに、民間や地域での子育て活動を支援し、地域における子育て支援の“ネットワーク”づくりを推進します。

【具体的な施策】

施策(1) 行政等によるネットワークづくり

- 本計画における各施策の推進を図るために庁内会議による推進体制づくりを進めます。
- また、行政の限られた財源の中で、必要に応じたサービス提供がされるよう、各課等との連携を強め、さらには保健師による子育て支援による地域レベルでの支援体制づくりや経済的支援により、家庭・地域・関係機関・行政が一体となって、地域のこどもたちの成長を支えられるよう町内における子育ての“ネットワーク”をサポートする体制づくりを推進します。

①子育て支援に関する行政各課との連携

- ・本計画をよりよいものにするため、庁内関係各課等と相互に連携を図りながら、年度ごとに実施状況の把握、点検を行い、各施策を計画的に推進します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
庁内推進会議の開催	すこやか健康課	庁内推進委員会	継続

推進施策1 見守り・支える子育て支援の充実

【現状と課題等】

- こどもたちが心身ともに健やかに成長するためには、家庭も地域もそれぞれ大切な役割をもっています。
- しかしながら家庭では、核家族化の進行等により子育て環境は大きく変わり、世代を通して子育てを学ぶ機会が少なくなってきました。一方、地域では、こどもの数が少なくなり、近隣とのつながりも希薄化しているため、こどもへの目配り等、子育て支援機能が低下してきています。
- 子育て支援において中心となるのはこどもたち自身であり、これを支える家庭です。地域の誰もが子育てに関心を持ち、まち全体を巻き込んだ支援体制を創り出し、「見守り」「支える」という考えを浸透させていく子育ての“ネットワーク”づくりが必要となります。
- そのためには、サービスの担い手が行政だけではなく、各種団体や地域住民による地域力も必要です。子育てに対する多様なニーズに対して、地域が主体となった多様なサポートが求められています。

【具体的な施策】

施策(1) 地域住民による子育て支援の充実

- 地域がこどもの健やかな成長を支えていくために、子育てサークルや各種団体をはじめ地域の住民が主体となり、地域の社会資源を十分活用しながら、行政では担いきれないサービスを支える身近な“サポーター”として、子育てによる地域の結びつきを強める取組を進めます。

①地域のこどもたちの「見守り」「声かけ」運動の実施

- ・地域のこどもたちの行動を温かく見守っていくために、「見守り」「声かけ」運動を広報等によって呼びかけていくことで、地域住民との触れ合う機会を増やし、子育てを地域で支え合う意識の啓発に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
見守り・あいさつ運動	介護福祉課 町民生活課 教育課	町民生委員・ 児童委員協議会 交通指導隊 防犯指導隊	継続

②地域の子育て経験者等、地域の人材活用・育成にむけた取組

- ・地域のこどもを地域住民が「見守る」「支える」といった、地域との結びつきによる子育て支援が少なくなっていることから、保育所等や行政によるサービスだけでなく、ボランティア登録している地域の子育て経験者やジュニアボランティアといった地域の人材を活用した子育て支援を進めます。
- ・ファミリー・サポート・センターは連携中枢都市圏の事業として、八戸市社会福祉協議会において近隣8市町村の利用調整を行っています。町の子育て経験者の提供会員登録を促進し、利用しやすい環境を整えます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
民生委員・児童委員活動	介護福祉課	町民生委員・児童委員協議会	継続
地域人材の活用	すこやか健康課	町	継続
ファミリー・サポート・センター事業	すこやか健康課	八戸圏域 連携中枢都市圏	継続

施策(2) 家庭や地域の教育力の向上

- 子育てを通して家庭や地域住民がともに成長できる機会となるように、学校教育ではなかなか得られない、親子のふれあい、地域住民との世代を超えた交流、自然体験、社会体験等を通して、家庭での教育のあり方や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

①社会教育の推進

- ・家庭、学校、地域等が連携して、それぞれの機能を発揮し、その役割を分担しながら、こどもたちの健全な育成に努めます。
- ・さらに学習活動や各種団体の活動を通して、身体的、社会的、精神的な“自立意識”を確立していきます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
ジュニアリーダーの育成活動	教育課	町こども会 育成連絡協議会	継続
(再掲)スポーツ少年団育成活動	教育課	町体育協会	継続

②社会教育関係団体等との連携

- ・社会教育関係団体等に対して、その自主性を尊重しつつ、生涯学習の振興に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
こども会・連合 PTA への支援	教育課	教育課	継続
老人クラブとの連携	教育課 社会福祉協議会	町 各団体	継続

推進施策2 とともに支えあう協力体制づくり

【現状と課題等】

- 少子化の進行、家庭や地域における子育て機能の低下等により、現在のこどもを取り巻く環境は大きく変化し、その対策が緊急かつ重要な課題となっています。
- 母親(女性)の抱える負担をできるだけ軽減していくためにも、家庭では父親(男性)にも子育てや家庭のことに共に取り組む意識を浸透させていく必要があります。
- ニーズ調査では、育児休業の取得率は母親で 61.2%・父親で 9.3%となっており、まだ、父親の育児休業取得の困難さがうかがえます。父親の育児休業を取得していない理由では、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(46.7%)、「仕事が忙しかった」(41.3%)「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(32.3%)となっており、職場における子育てへの理解促進やワーク・ライフ・バランスの推進が必要とされます。
- また、近年深刻な社会問題としてあげられている児童虐待への対応や離婚の増加等によるひとり親家庭等への自立支援については、地域のこどもが等しく「生きる力」を育んでいくためにも、行政による支援や子育て家庭だけに留まらず、地域でともに支えあう力を育む必要があります。

【具体的な施策】

施策(1) 仕事でも家庭でも「男女共同参画」意識の浸透

- 地域がこどもの健やかな成長を支えていくために、子育てサークルや各種団体をはじめ地域の住民が主体となり、地域の社会資源を十分活用しながら、行政では担いきれないサービスを支える身近な“サポーター”として、子育てによる地域の結びつきを強める取組を進めます。

①親父の会・父親委員会

- ・現在、石鉢小学校・赤保内小学校・階上中学校の3校において結成されています。
- ・父親も積極的に育児・教育に参加することによって、母親の抱える負担を軽減できるため、今後各小中学校に働きかけていきます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
親父の会・父親委員会	教育課	各小中学校PTA	継続

施策(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現にむけ、企業、働く者、住民が理解し、合意形成の促進を図ります。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
ワーク・ライフ・バランスの推進	すこやか健康課 他関係課	—	継続

施策(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

○児童扶養手当やひとり親医療費についてもれなく説明し、ひとり親家庭としての自立に努めます。

①自立支援への相談活動

- ・ひとり親家庭の自立に必要な、生活支援及び就業に関する情報提供、相談指導等の支援を行います。
- ・ひとり親家庭等の制度についての冊子やホームページへの掲載など簡単に町民が情報を入手できるよう PR 方法の工夫に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
青森県ひとり親サポートLINE	すこやか健康課	県	令和6年度から開始しています
母子自立支援員・婦人相談員の配置	すこやか健康課	県	継続

基本目標Ⅳ

児童虐待防止や貧困対策を含めた、安心・安全な子育て環境づくり

推進施策1 児童虐待防止や貧困対策の支援の充実

【現状と課題等】

- こどもの虐待の背景には、子育てによる地域や家庭での孤立感、子育て不安といったことに加え、社会的要因等によっても児童虐待へ追い込まれてしまうことがあるといわれています。
- こうした子育て家庭の抱える親の不安や悩みを把握し、こどもへの虐待行為を未然に防ぐための訪問・相談によるケア活動を行うとともに、早期に発見・対応できる体制づくりに努めます。
- また、顕在化しづらいヤングケアラーの問題や、DV による親子の不安や悩みについても、関係機関と連携を図りながら、適切な対応ができる仕組みづくりに努めます。
- 社会情勢の変化に伴う物価高騰等は子育て家庭へも影響を及ぼします。貧困の状態にあるこどもが健やかに成長できる環境づくりはもとより、こどもが生まれ育った環境に左右されない社会の実現を推進することが求められています。
- 若者意識調査では、こども・若者のために必要な取組についてみると、「お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行く)ように支援する」が 59.0%と最も高く、次いで「困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が 49.5%となっており、経済的支援と包括的支援体制が求められています。

【具体的な施策】

施策(1) 児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援の充実

①児童虐待予防防止にむけた関係機関との連携

- ・児童虐待の早期発見・対応にむけて「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関等との連携を図りながら、適切な対応ができる取組を目指します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
要保護児童対策地域協議会の開催	すこやか健康課	町	継続

②相談活動の充実

- ・子育て家庭でのこどもへの虐待を未然に防ぐために、こども家庭センター、乳幼児健診や地域子育て支援センターでの相談機会を利用した児童に関する相談活動や育児不安解消にむけた取組を今後も積極的に進めます。
- ・また、保健師等との連携により妊産婦への訪問時も相談活動として、子育て家庭での児童虐待防止に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
相談・訪問活動	すこやか健康課	町	継続
婦人相談員・母子自立支援員による相談活動	すこやか健康課	県	継続
保育施設等との連携	すこやか健康課	保育施設等	継続

施策(2) 子育て家庭や経済的困難を抱える家庭への支援

○こどもたちが、経済状況にかかわらず、自立する力を伸ばすために保護者への支援に取り組みます。

①経済的支援策

- ・令和元年10月から国の制度により3～5歳の保育料が無償化されました。また、令和6年10月から本町では0～2歳の保育料の無償化、3～5歳の給食費の助成を開始しました。
- ・児童手当は、令和6年10月より所得制限が撤廃され、支給対象が18歳までの児童を養育している家庭に拡大されました。
- ・令和4年度から妊娠届時と出産届時に出産・子育て応援給付金の支給を行っていましたが、令和7年度より妊婦のための支援給付として引き続き妊娠時と出産時に給付金の支給を行います。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
児童手当の支給	すこやか健康課	町	継続
妊婦のための支援給付	すこやか健康課	町	令和7年度より法定給付として実施します
医療費給付事業(18歳まで)	すこやか健康課	町	継続
保育料無償化事業	すこやか健康課	町	令和6年10月より実施し継続します
保育施設等給食費助成事業	すこやか健康課	町	令和6年10月より実施し継続します
未熟児養育医療給付事業	すこやか健康課	町	継続
学校給食費無償化事業	教育課	町	継続
就学援助	教育課	町	継続
奨学金貸与事業	教育課	町	継続
奨学生ふさと定住促進補助金事業	教育課	町	継続

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
生理用品の無償配布	総務課 教育課 (各小中学校)	町	継続
生活保護支給	介護福祉課	三戸地方 福祉事務所	継続
生活福祉資金貸付	介護福祉課	社会福祉協議会	継続
たすけあい資金貸付	介護福祉課	社会福祉協議会	継続
こども宅食おすそわけ便	すこやか健康課	民間団体等	継続

・ひとり親家庭等に対して、児童扶養手当の支給、医療費の助成をはじめ、生活費、養育費、教育費といった、経済上の諸問題による支援を推進します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
児童扶養手当の支給	すこやか健康課	県	継続
ひとり親家庭等医療費の給付	すこやか健康課	町	継続
母子寡婦福祉資金の貸付	すこやか健康課	県	継続

推進施策2 こどもを安心して育てられる環境づくり

【現状と課題等】

- 地域でこどもを育てていくためには、家庭での生活環境、地域や仲間同士の協力、行政等によるサービス等も重要となりますが、安心して育てられる環境であるかという点も欠かせない要素です。
- 町内でこどもを安心して育てられるよう、道路環境整備やこどもの遊び場の安全性の確保、地域の環境美化等に努め、良好な子育て環境づくりを目指します。

【具体的な施策】

施策(1) 安全な道路環境等整備

- 町民の誰もが安心して通行できる快適な生活道路を目指して、歩道や防犯灯の整備を行い、今後も安全な歩行環境の整備を進めます。

①交通安全施設対策事業

- ・町内の歩道等の整備を行い、通行環境の整備に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
交通安全施設対策事業	建設課	国・県・町	継続

③ 防犯灯の電気料金負担及び防犯灯修繕費等補助金交付

- ・町内会等が設置した防犯灯の電気料金を町内会等の負担を軽減するため、町が料金を負担します。
- ・町内会等が維持管理する防犯灯の修繕等に要する経費について、補助金を交付します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
防犯灯の電気料金負担	町民生活課	各行政区	継続
防犯灯修繕費等補助金交付	町民生活課	各行政区	継続

施策(2) 安心して遊び生活することができる環境の整備

○子育てにふさわしい環境づくりに向けて、子ども同士や親子で楽しく遊べる拠点となる公園をはじめ、保育施設や家庭で健やかに過ごせるよう、安心・安全な生活環境の確保を目指します。

①子どもが安心して遊べる公園等の整備

- ・町内の公園が子育て家庭にとって、子どもを安心して遊ばせることのできる場として利用され、また地域住民の憩いの場、安らぎのある場となるよう、定期的な管理を行うとともに、町民一人一人がきれいな公園づくりに向けて意識の啓発に努めます。
- ・いつでも気軽に学習でき、団体・グループが活動できる場として、公民館や地区集会所等の適正な環境整備と利用促進に努めます。また、図書館機能等を併せ持った社会教育複合施設の整備について検討します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
遊具の整備、適正管理	建設課 教育課 産業振興課	町	継続
公園等屋外施設の清掃 (トイレ)	建設課 教育課 産業振興課	地域住民	継続
公園等清掃	建設課 教育課 産業振興課	地域住民	継続
生涯学習施設等の環境整備	総合政策課 教育課 介護福祉課	町	継続
社会教育複合施設整備事業	教育課	町	令和12年度以降の開館を想定し検討します

②若者や子育て世代の住環境整備支援

- ・若者が経済的理由により結婚をあきらめることが無いように、新築や引っ越しなどの費用を助成し結婚新生活支援を行います。
- ・マイホームを新築する子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、補助金制度の上乗せを行います。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
結婚新生活支援事業	すこやか健康課	町	継続
はしかみ移住定住新築応援プロジェクト事業	建設課	町	継続

③良好な施設環境の確保

- ・子どもが安心して学ぶことのできる学校環境の整備にむけて、また、施設管理として、室内の空気環境の安全性を確保するための整備・検査等を実施します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
学校財産管理事業	教育課	町	継続

施策(3) 環境美化の推進

- 本町は自然環境に恵まれた地域です。きれいな水や空気を保全していくためにも、環境美化への取組は、豊かな自然環境を次世代へ残していく意味で、重要な取組となります。
- また、次世代を担う子どもたちにとっても、郷土愛を育み、地域とともに活動する取組は、地域を身近に感じる大切な機会です。
- 今後も地域ぐるみで環境美化へ取り組み、町民同士が協力する活動を推進します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
不法投棄禁止等看板設置	町民生活課	町	継続
町内一斉クリーンアップ作戦	町民生活課	各行政区	継続

①ごみの減量化の取組

- ・家庭から出されるごみの分別・減量方法(3R)について、広報等により町民への周知を図ります。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
ごみの減量化の周知	町民生活課	町	継続

②リサイクルへの取組・活用

- ・地域の小中学校等の社会科見学の間として、施設見学等を活用し、リサイクルへの取組意識の向上を図る学習機会づくりを推進します。
- ・また、ごみのリサイクルや分別、出し方についての情報を、広報によって広く町民への周知を図り、リサイクルへの取組の向上に努めます。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
施設見学及び分別・リサイクル推進の指導	町民生活課	リサイクルセンター	継続
広報によるリサイクル分別の啓発	町民生活課	町	継続

推進施策3 こどもを守る“地域力”の向上

【現状と課題等】

- 町内でこどもたちが安心・安全な暮らしを確保するためには、基盤整備を含めた環境整備が必要であるとともに、そうした環境の中で生活するこどもたちの行動を「見守り」「支える」活動も重要となります。
- こどもの交通安全確保や犯罪等から守るための活動を通して、地域でこどもの健全な育成が図れるよう、町民による“地域力”の向上に努めます。

【具体的な施策】

施策(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

- 交通流量の増加とともに、地域での交通安全を今後も確保していくために、関係機関との連携・協力をしていしながら、交通安全教育、交通事故の防止対策等、活動の推進を図ります。

①交通安全教育の推進

- ・地域住民やこどもに交通ルールや交通マナーを身につけさせるため、ライフステージに応じた交通安全教育を推進します。
- ・街頭活動(見守り)等の実施を継続し、交通安全教室に付随した自転車実技指導を実施します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
新入学児童交通安全教室	教育課	各小学校PTA	継続
交通安全教室	町民生活課	各保育施設 各小学校	継続
交通安全に関する広報誌の発行	町民生活課	地元交番	継続

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
自転車実技指導	教育課	各小中学校	継続

②関係機関との連携

- ・子どもを交通事故等から守るために、各種団体との連携・協力を図りながら、総合的な交通事故の防止対策を推進します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
交通安全推進への取組	町民生活課	町交通安全対策協議会	継続
県境交通安全大会	町民生活課	階上町・洋野町関係団体	継続

施策(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

- おもに思春期の男女による生活への害を及ぼすような犯罪や事故、災害を未然に防ぎ、地域で心身ともに健全な育成が図れるよう、地域、関係団体、学校、家庭が一体となった地域ぐるみでの活動を進めます。

①地域ぐるみの防犯

- ・歩行中に身の危険を感じたらいつでも飛び込める「110 番の家」の表示をするとともに、毎月、町広報と一緒に交番からも広報を配布して注意を呼びかけ、地域ぐるみでの防犯活動を推進します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
防犯・緊急時のための広報啓発活動	町民生活課	町 地元交番	継続

②青少年の非行防止

- ・青少年の非行を防止するために、各関係機関・団体・家庭等が連携し、総合的な非行防止対策を推進します。

事業名	担当課	実施主体	今後の方針
青少年健全育成推進会議の開催	教育課	青少年問題協議会	継続
町内児童・生徒への防犯啓発グッズの配布	町民生活課	町防犯協会	令和7年度以降実施します

第5章

子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

国の基本指針の内容及び主な改正内容は以下のとおりです。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

2 計画の基本的記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定。

(2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所など
地域型保育事業	定員が6人以上19人以下の小規模保育、定員が5人未満の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業

(3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

地域子ども・子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	10. 病児・病後児保育事業
2. 地域子育て支援拠点事業	11. 放課後児童健全育成事業
3. 妊婦健康診査事業	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業	13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5. 養育支援訪問事業	14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	15. 児童育成支援拠点事業【新規】
7. ファミリー・サポート・センター事業	16. 親子関係形成支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	17. 産後ケア事業【新規】
9. 延長保育事業	18. 妊婦等包括相談支援事業【新規】

(4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとする。

3 教育・保育事業等の提供区域

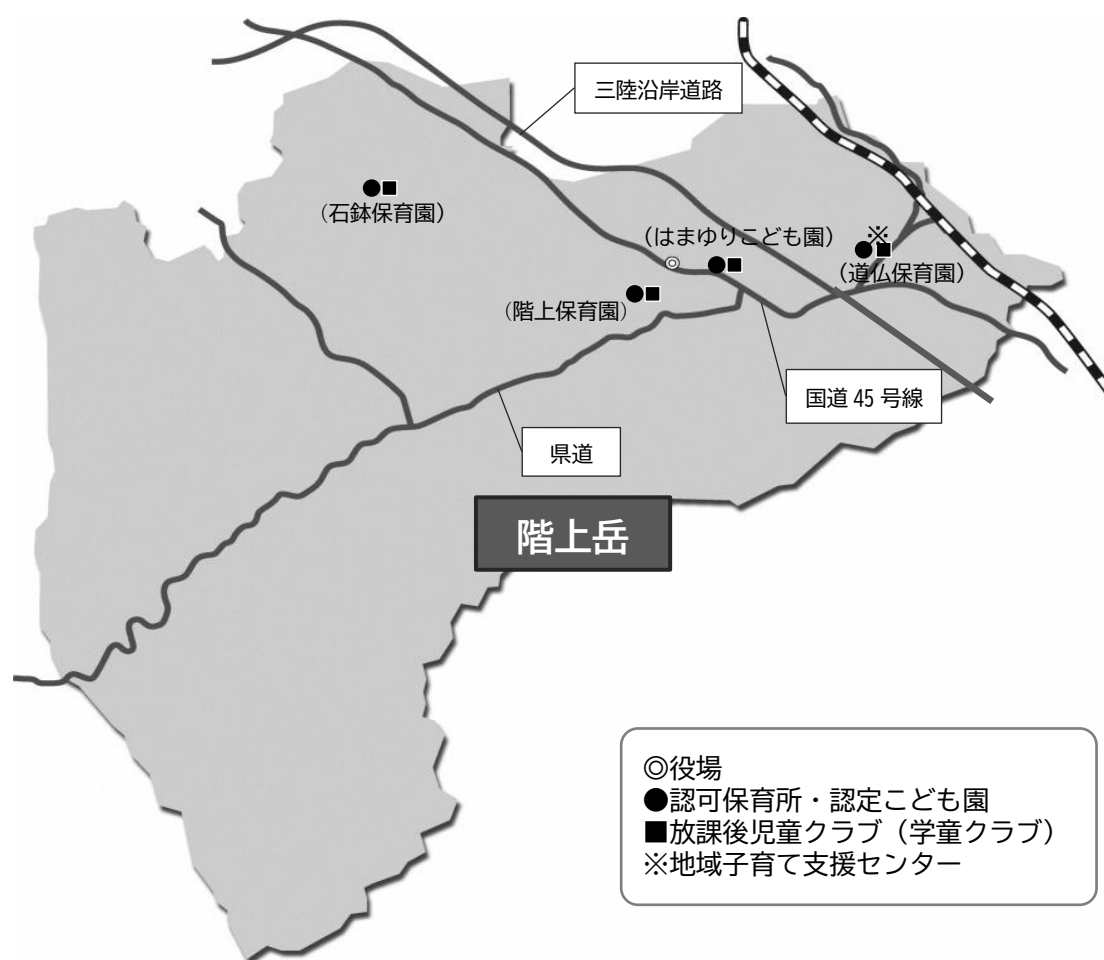
子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

- ①地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分ごと、又は事業ごとに設定することができる。

本町では、区域内の児童数や施設の規模、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、町全域を1つの区域として定めることとします。

■ 階上町子ども・子育て支援事業関連施設の位置図



4 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計に当たっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

■ 就学前児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	48	46	45	43	42
1歳	53	50	48	47	45
2歳	47	56	54	52	51
3歳	70	46	55	53	51
4歳	62	72	47	56	54
5歳	71	66	77	49	60
計	351	336	326	300	303

※住民基本台帳人口（令和2年～令和6年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■ 小学生児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
6歳	101	71	66	77	49
7歳	79	101	71	66	77
8歳	97	82	105	73	69
9歳	87	97	82	105	73
10歳	93	89	99	84	107
11歳	94	93	89	99	84
計	551	533	512	504	459

※住民基本台帳人口（令和2年～令和6年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

5 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1)教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)

教育・保育の利用状況及びニーズ調査を踏まえ、教育・保育提供区域において均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込(必要利用定員総数)と確保方策を設定します。

■令和7年度

単位（人）		1号認定	2号認定	3号認定		
		教育を希望	保育が必要			
対象年齢		3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み		52	147	17	42	40
確保 提供 数	特定教育・保育施設	45	145	31	43	51
	地域型保育事業		0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	②確保提供数の合計	45	145	31	43	51

■令和8年度

単位（人）		1号認定	2号認定	3号認定		
		教育を希望	保育が必要			
対象年齢		3～5 歳		0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		47	133	16	40	48
確保 提供 数	特定教育・保育施設	45	145	31	43	51
	地域型保育事業		0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	②確保提供数の合計	45	145	31	43	51

■令和 9 年度

単位（人）		1 号認定	2 号認定	3 号認定		
		教育を希望	保育が必要			
対象年齢		3～5 歳		0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		46	129	16	38	46
確保提供数	特定教育・保育施設	45	145	31	43	51
	地域型保育事業		0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	②確保提供数の合計	45	145	31	43	51

■令和 10 年度

単位（人）		1 号認定	2 号認定	3 号認定		
		教育を希望	保育が必要			
対象年齢		3～5 歳		0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		41	114	15	38	44
確保提供数	特定教育・保育施設	45	145	31	43	51
	地域型保育事業		0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	②確保提供数の合計	45	145	31	43	51

■令和 11 年度

単位（人）		1 号認定	2 号認定	3 号認定		
		教育を希望	保育が必要			
対象年齢		3～5 歳		0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		42	119	15	36	44
確保 提供 数	特定教育・保育施設	45	145	31	43	51
	地域型保育事業		0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	②確保提供数の合計	45	145	31	43	51

(2)教育・保育施設(幼稚園、認定こども園(幼稚園分))

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年(満3歳児)の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

【確保方策の考え方】

本町に所在する既存の保育施設について、認定こども園への移行促進により平成 27 年に3か所の保育園が移行し、保育を必要としない満3歳以上のお子さんの受け入れが可能となっています。

引き続き近隣市町村に所在する教育施設の広域利用について調整していきます。

(3)保育施設(認可保育所、認定こども園(保育所部分))

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

【確保方策の考え方】

本町に所在する保育施設の利用と広域利用の調整により、おおむね確保されているため、提供体制を維持します。

(4)認定こども園

認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設されており、教育・保育を一体的に行う県の認定を受けた施設です。幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っており、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

また、認定こども園には地域における子育て支援の場が用意された施設でもあることから、園に通っていないこどもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などを利用することができます。

【確保方策の考え方】

本町に所在する保育施設について、平成 27 年に3園が認定こども園に移行しています。

町内施設の利用と広域利用の調整により、おおむね確保されているため、提供体制を維持します。

(5)教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園への移行については、今後も促進を図り、保護者の就労形態が変わっても、通い慣れた施設を引き続き利用できるようにします。

本町の保育施設と小学校における連携については、「幼児教育連絡協議会」や「食物アレルギー研修会」等の合同研修の機会を設けることで保育施設、小学校、関係団体との連携を強化し、こどもの成長を切れ目なく支援していける環境づくりを進めていきます。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

《こども家庭センター型》

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

「こども家庭センター」は従来の保健機能（子育て世代包括支援センター）と児童福祉機能を一体的としたもので、本町では令和7年度からの設置を検討しています。

こども家庭センター窓口（すこやか健康課内）において妊娠期間から出産・育児期間にかけて相談・助言等を行うとともに、地域子育て支援センターや関係機関と連携をとり、引き続き支援を行います。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：延回数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	455	455	455	455	455
②確保方策	455	455	455	455	455
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

町内施設に委託し、引き続き事業を実施します。

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48	46	45	43	42
②確保方策	48	46	45	43	42
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では、定期的に健診を受けることができるよう、母子手帳交付時に受託医療機関において公費で妊婦健康診査が受けられる「妊婦委託健康診査受診票」を14回分交付しています。また、「多胎」の場合は多胎妊婦用として受診票を7回分追加交付しています。

妊婦と赤ちゃんの健康を守り、安全・安心なお産を迎えられるよう妊婦委託健康診査受診票の交付について、より一層の周知を図ります。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48	46	45	43	42
②確保方策	48	46	45	43	42
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では、町保健師や助産師等が乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する情報提供等を行っています。転入後や里帰り中の乳児にも、関係機関と連携し訪問しています。

引き続き事業を実施するとともに、訪問者と子育て支援担当者で連携を取り、より良い支援を実施できるよう努めます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保方策	4	4	4	4	4
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

継続した養育支援が必要な家庭については、町保健師や助産師や保育士が訪問し、養育に関する相談、助言等を行っています。

貧困に対する支援は、ケースの生活状況を把握し、社会福祉協議会や福祉事務所と連携しながら支援しています。

引き続き事業を実施し、養育に関する適切な支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	12	12	12	12
②確保方策	—	12	12	12	12
過不足（②-①）	—	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現在、本町では実施していない事業のため、近隣市町の施設と連携を取りながら、令和8年度からの事業実施を検討していきます。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：延日数/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	7	7	7	7	7
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

八戸市社会福祉協議会において八戸圏域連携中枢都市圏事業として実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、本町の提供会員登録数の増員に努め、利用しやすい環境を整えます。

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

① 幼稚園型

単位：延人数/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	4,001	4,001	4,001	4,001	4,001
②確保方策	4,001	4,001	4,001	4,001	4,001
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

② 幼稚園型を除く

単位：延人数/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	31	31	31	31	31
②確保方策	31	31	31	31	31
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

認定こども園(幼稚園機能)や幼稚園の預かり保育及び地域子育て支援拠点における一時預り事業について、引き続き実施していきます。

(9)時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

単位:実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	123	123	123	123	123
②確保方策	123	123	123	123	123
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

ニーズ調査によると、土曜日・日曜日・長期休暇中の教育・保育事業の利用希望については、土曜日では79.4%、日曜祝日で30.8%となっています。また、利用希望時間帯では「8時台～17時台」が多く、利用したい理由では「月に数回仕事が入るため」「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が高くなっていることから、就労意向も踏まえると、利用ニーズがさらに増加することが考えられます。

延長保育については、町内全施設において実施しており、引き続き実施していきます。

休日保育については、町内で実施している施設はありませんが、今後もニーズ等を把握しながら、事業展開について検討していきます。

(10)病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

単位:延日数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	611	585	568	523	528
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-611	-585	-568	-523	-528

【確保方策の考え方】

町内には、病児・病後児保育施設等はないものの、希望者は八戸市内の施設(病児2施設・病後児3施設)を利用できる体制となっています。

ニーズ調査によると、病児・病後児保育施設等の利用希望は28.9%ですが、実際に直近1年間で利用したと答えた人数は3名となっています。また、利用したくない理由では「親が仕事を休んで対応する」、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」、「利用料がかかる・高い」が上位となっていることから、今後も利用ニーズを把握しながら、事業展開について検討していきます。

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位:実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	187	176	162	157	137
1年生	68	48	45	52	33
2年生	50	64	45	42	49
3年生	41	34	44	31	29
4年生	18	20	17	21	15
5年生	5	5	6	5	6
6年生	5	5	5	6	5
②確保方策	187	176	162	157	137
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町には放課後児童クラブが4施設あり、現在は、町内保育所・認定こども園に委託し、実施しています。

利用を希望する小学生を受け入れるため、近隣の放課後児童クラブの利用等も含め利用調整し、定員について施設と協議を進めていきます。

(12)子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

令和4年度の児童福祉法改正により、令和6年4月に地域子ども・子育て支援事業として新たに位置付けられました。

【確保方策の考え方】

本町では、産後ヘルパー支援事業を実施しておりますが、これまで利用実績がない状況です。今後、町内での需要等を勘案しながら、訪問支援員の確保に努め、事業の移行を検討していきます。

(13)児童育成支援拠点事業

虐待の防止やこどもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、様々な支援を行う事業です。

令和4年度の児童福祉法改正により、令和6年4月に地域子ども・子育て支援事業として新たに位置付けられました。

【確保方策の考え方】

本町では、現在実施していない事業です。既存の相談事業等を通じて、児童やその家族の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。また、町内での需要等を勘案しながら、必要に応じて事業を検討します。

(14)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

令和4年度の児童福祉法改正により、令和6年4月に地域子ども・子育て支援事業として新たに位置付けられました。

【確保方策の考え方】

本町では、類似事業として、発達支援事業(集団・個別)を実施しています。既存事業等の整理をしながら、適切に対応できる実施体制を検討していきます。

(15)産後ケア事業

出産後等の母子に対して医療機関等に宿泊・通所・又は自宅へ訪問し、助産師・保健師等による心身のケアや育児のサポートを行うことで、安心して自宅での生活が出来るよう支援するための事業です。

令和6年の子ども・子育て支援法改正により、令和7年4月から地域子ども・子育て支援事業に新たに位置付けられるものです。

単位:延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	23	23	23	23	23
②確保方策	23	23	23	23	23
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では令和6年度よりアウトリーチ型を実施しています。八戸市内の医療機関と連携しながら令和7年度から宿泊型とデイサービス型の事業を実施する予定です。

(16)妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

令和4年度から伴走型相談支援として行われていたものが、令和6年の子ども・子育て支援法改正により、令和7年4月から地域子ども・子育て支援事業に新たに位置付けられるものです。

単位:延回数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	144	138	135	129	126
②確保方策	144	138	135	129	126
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

令和7年度に事業開始を検討しているこども家庭センター(すこやか健康課内)の体制の中で、引き続き妊娠期や出産後の面談等を実施し情報提供や伴走型の相談支援を行っていきます。

(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満のこどもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

令和6年の子ども・子育て支援法改正により、令和7年4月から地域子ども・子育て支援事業に新たに位置付けられるもので、令和8年度から全国で本格実施となる予定です。

単位:人/日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	—	1	1	1	1
	②確保方策	—	1	1	1	1
	過不足(②-①)	—	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み	—	1	1	1	1
	②確保方策	—	1	1	1	1
	過不足(②-①)	—	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み	—	1	1	1	1
	②確保方策	—	1	1	1	1
	過不足(②-①)	—	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町においても、令和8年度からの実施に向けて、調査や検討に取り組み、関係機関と協議を進めます。

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

単位:実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

近年は実績がありませんが、対象者があった場合は補足給付を行います。

(19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の考え方】

今後の動向等をみながら、事業の実施について検討を行います。

7 子育てのための施設等利用給付事業

令和元年10月からの「幼児教育無償化」により、創設された事業です。幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に関する給付を行います。保護者の利便性や負担軽減を図るため、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、円滑な実施の確保に取り組めます。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画は、子ども・子育て支援事業計画など既存の各法令に基づく計画を一体的に策定しており、児童福祉、保健、医療、教育など広範囲に関わるものです。

このため、計画の推進に当たっては、行政だけではなく、子育て当事者や子ども・若者など町民の参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

次代を担う子どもの健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組を次のように進めていきます。

(1) 町民や関係団体などとの連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけではなく、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や、関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

計画の推進に当たっては、認定こども園、保育所などをはじめ、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行う必要があります。

また、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、保育教諭、保育士などの子育てに関わる資格取得者だけではなく、高齢者、ボランティアや子育て経験者など、地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 町民・企業などの参加・参画の推進

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。

また、こども基本法では、こども施策の基本理念として、「こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮」が定められています。

こうしたことから、本計画では、こども・若者を含めた町民や企業、関係団体などの意見表明の機会、参加・参画を推進します。

(4) 庁内推進体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、保健・福祉・医療をはじめ教育などの関係各部課や関係機関と連携し、庁内の推進体制の強化を図ります。

また、全ての職員が、こどもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員のこども施策に関する知識と意識を高めていきます。

(5) 国・県などとの連携

町民に最も身近な行政である町は、こどもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取組は町が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

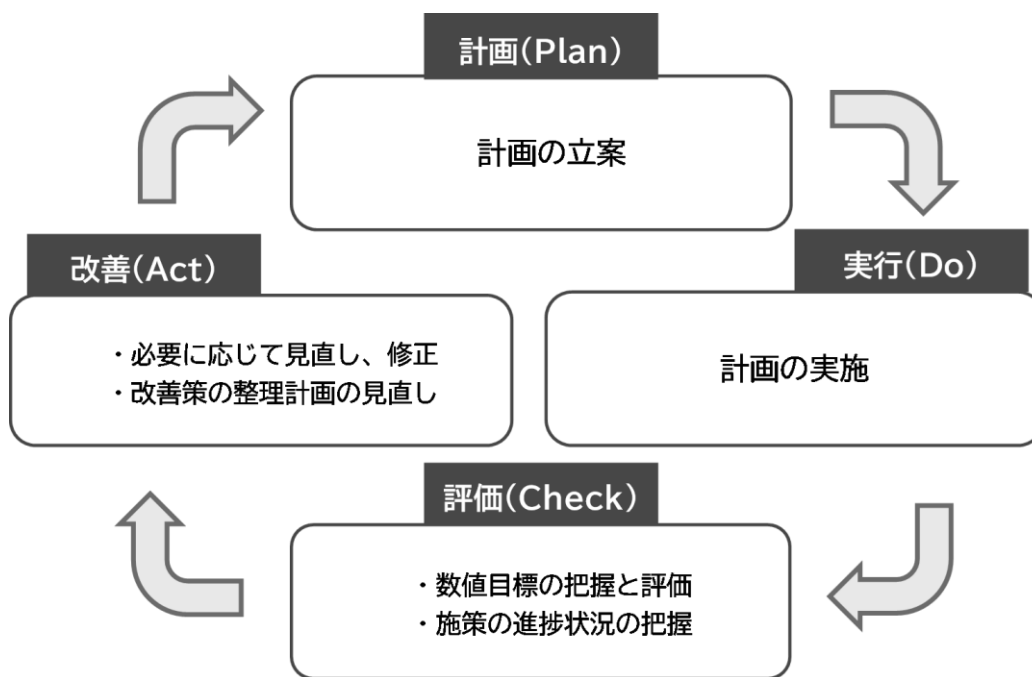
2 計画の点検・評価・改善

(1)計画の点検・評価と見直し

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。



(2)計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

付属資料

付属資料

資料1 設置条例

○階上町附属機関に関する条例(平成 22 年条例第 2 号) 抜粋

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律その他別に定めがあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事項及び委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の組織等)

第 2 条 町長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担任する事項、組織、委員の構成等、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(附属機関の長等)

第 3 条 会長、委員長又は本部長(以下「会長等」という。)及び副会長、副委員長又は副本部長(以下「副会長等」という。)は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任命)

第 4 条 委員は、別表の委員の構成等の欄に掲げる者のうちから町長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する町長その他の執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第 6 条 会長等は、必要があるときは、関係者に対し説明その他必要な協力を求めることができる。

(臨時委員等の設置)

第 7 条 附属機関に、特別の事項の審議、専門事項についての調査、検査及び資料の収集又は助言等のため必要があるときは、臨時委員、専門委員又はアドバイザー(以下「臨時委員等」という。)を置くことができる。

2 前項の臨時委員等は、当該附属機関の属する執行機関が任命する。

(守秘義務)

第 8 条 委員及び臨時委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条、第 3 条、第 4 条関係)

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及 び副会長 等の選任 方法
町長	階上町子ども・子育て会議	こども施策についての計画策定及び子ども・子育て施策等の推進に関する事項についての調査及び審議	会長 副会長 委員	子どもの保護者 教育関係者 保育関係者 学識経験を有する者等 その他町長が必要と認めた者	15 人 以内	3 年	委員の互選

資料2 子ども・子育て会議委員名簿

分 野	所 属	氏 名
子どもの保護者		赤松 文枝
//		大江 聖子
//		出貝 義憲
//		高田 宏美
保育関係者	道仏保育園 園長	小寺 隆之
//	階上保育園 園長	上山 美幸
//	はまゆりこども園 園長	石川 清香
//	石鉢保育園 園長	郷州 満
教育関係者	階上小学校 校長	橋本 博子
学識経験者	民生委員・児童委員協議会 会長	東山 京子

委嘱期間：自 令和6年6月 27 日 至 令和9年6月 26 日

資料3 策定経過

時 期	策定経過・実施内容
令和6年6月27日	第1回 階上町子ども・子育て会議 (委員委嘱) ・階上町こども計画策定について ・計画策定に係るニーズ調査及び意見聴取について
令和6年7月 8 日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施 (～7月19日) 中高生アンケートの実施 (～10月7日)
令和6年7月11日	階上町こども計画策定に係る若者意識調査の実施 (～7月31日)
令和6年8月～10月	学童クラブ利用児童からの意見聴取 成人式実行委員会での意見聴取
令和6年10月1日	若者からの意見聴取(成人式実行委員会での意見聴取)
令和6年11月15日	庁内関係各課へ意見照会
令和7年1月8日	庁内関係各課へ階上町こども計画(案)について意見照会
令和7年1月16日	第2回 階上町子ども・子育て会議 ・階上町こども計画(案)について
令和7年1月30日	階上町子ども計画(案)に関するパブリックコメント募集の実施 (～2月20日)
令和7年2月28日	町議会議員全員協議会説明
令和7年3月	第3回 階上町子ども・子育て会議 ・階上町こども計画(案)について ・パブリックコメントの実施結果について
令和7年3月下旬	策定

【パブリックコメント】

町民、事業者等からの意見反映に努めることを目的に、令和7年1月 30 日から2月 20 日にかけて町ホームページに「階上町こども計画(案)」を掲示し、意見募集を行った結果、意見等は寄せられませんでした。

階上町こども計画

発行日 令和7年3月

発行・編集 階上町 すこやか健康課

住所 〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1番地87

TEL 0178-88-2111(代表)

FAX 0178-88-2117

URL <https://www.town.hashikami.lg.jp>